５日目（９月29日）

第３回福生市議会定例会会議録（第15号）

平成20年９月29日福生市議会議場に第３回福生市議会定例会が招集された。

1　出席議員は次のとおりである。

1　番	武藤　政義君	2　番	清水　義朋君	3　番	末次　和夫君
4　番	杉山　行男君	5　番	乙津　豊彦君	6　番	堀　雄一朗君
7　番	原田　　剛君	8　番	奥富　喜一君	9　番	阿南　育子君
10　番	髙橋　章夫君	11　番	原島　貞夫君	12　番	串田　金八君
13　番	田村　昌巳君	14　番	増田　俊一君	15　番	大野　　聰君
16　番	羽場　　茂君	17　番	青海　俊伯君	18　番	大野　悦子君
19　番	田村　正秋君	20　番	小野沢　久君		

1　欠席議員は次のとおりである。

なし

1　欠員は次のとおりである。

なし

1　出席説明員は次のとおりである。

市長	加藤　育男君	副市長	坂本　　昭君	教育長	宮城　眞一君
企画財政部長	田中　益雄君	企画財政部参事	大越　英世君	総務部長	野崎　隆晴君
市民部長	野島　保代君	生活環境部長	森田　秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども家庭部長	町田　正春君	都市建設部長	小峯　　勝君	会計管理者	小林　重雄君
教育次長	宮田　　満君	参事	川越　孝洋君	選挙管理委員会事務局長	榎戸　　宏君
監査委員事務局長	伊藤　章一君				

1　議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉野　栄喜君	議会事務局次長	高木　裕子君	次長補佐兼議事係長	大内　博之君
臨時速記事務補佐員	杉田　愛子君				

1　本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第３回福生市議会定例会議事日程（５日目）

開議日時　　９月29日（月）午前10時

日程第１　請願書の取り下げ願いについて（請願第20－２号、消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願書）

日程第２　議案第46号　福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例　（審査報告）

日程第３　議案第47号　福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例　（審査報告）

日程第４　議案第48号　福生市都市計画税条例の一部を改正する条例　（審査報告）

日程第５　議案第49号　福生市営住宅条例の一部を改正する条例　（審査報告）

日程第６　議案第50号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例　（審査報告）

日程第７　議案第51号　平成20年度福生市一般会計補正予算（第２号）　（審査報告）

日程第８　議案第52号　平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（審査報告）

日程第９　議案第53号　平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第１号）（審査報告）

日程第10　議案第54号　平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第１号）（審査報告）

日程第11　議案第55号　平成19年度福生市一般会計決算認定について　（審査報告）

日程第12　議案第56号　平成19年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について（審査報告）

日程第13　議案第57号　平成19年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について（審査報告）

日程第14　議案第58号　平成19年度福生市介護保険特別会計決算認定について（審査報告）

日程第15　議案第59号　平成19年度福生市下水道事業会計決算認定について（審査報告）

日程第16　議案第60号　平成19年度福生市受託水道事業会計決算認定について（審査報告）

日程第17　議案第61号　福生市民会館の指定管理者の指定について　（審査報告）

日程第18　議案第62号　熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について　（審査報告）

日程第19　請願第20－１号　地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を提出することを求める請願書　（審査報告）

日程第20　陳情第20－９号　「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情書　（審査報告）

日程第21　議案第63号　福生市教育委員会委員の任命について

日程第22　議案第64号　福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第23　議案第65号　福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第24　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

日程第25　議員提出議案第６号　地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書

日程第26　議員提出議案第７号　「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書

日程第27　議員提出議案第８号　福生市議会会議規則の一部を改正する規則

日程第28　陳情第20－10号　福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し意見書採択を求める陳情書

日程第29　議員派遣について

日程第30　閉会中の継続審査申し出について

日程第31　特定事件の継続調査について

午前１０時　開議

○議長（原島貞夫君）　ただいまから平成２０年第３回福生市議会定例会５日目の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

1　請願書の取り下げ願いについて（請願第２０－２号）（別添参照）

2　追加議案の送付について（議案第６３号、議案第６４号、議案第６５号、諮問第１号）（別添参照）

3　議案の受理について（議員提出議案第６号、議員提出議案第７号、議員提出議案第８号）（別添参照）

4　陳情書の受理について（陳情第２０－１０号）（別添参照）

5　陳情書における処理の経過及び結果の報告について(陳情第２０－５号)（別添参照）

6　平成２０年７月分例月出納検査の結果について（別添参照）

7　本会議資料の提出について（議員提出議案８号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長　大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君）　おはようございます。御指名をいただきましたので、去る９月２５日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告させていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を日程第２から日程第２０までとして組まさせていただきました。

それから、新たに市長から議案４件と、議員提出議案として議案３件、また陳情者から陳情１件､それから請願者から請願書の取り下げ願いが１件提出されましたので、請願書の取り下げについては日程第１として冒頭に組み、そのほかの案件につきましては日程第２１から日程第２８として組まさせていただきました。

また、日程第２９の議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてお諮りしようとするもので、本日の日程に組まさせていただいております。

また、日程第３０及び日程第３１につきましては、閉会中の継続審査申し出と特定事件の継続調査として組まさせていただきました。

日程の順序でございますが、お手元に御配付の日程表のとおり決定いたしております。

それから、新たに提出されました案件の取り扱いでございますが、日程第２１から

日程第２７までにつきましては、それぞれ慎重審議の上即決することとし、また日程第２８につきましてはお手元の付託表のとおり市民厚生委員会に付託し、審査を願うことと議会運営委員会としては決定いたしております。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側からの協議事項がございますので、本会議終了後に開催願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございます。議員各位の御協力をお願い申し上げまして御報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　これより日程に入ります。

日程第１、請願書の取り下げ願いについてを議題といたします。

本件は目下建設環境委員会において付託、審査中となっております請願第２０－２号、消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願書について、請願者より取り下げ願いが提出されたものであります。

お諮りいたします。

本件は、願い出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、本件取り下げ願いは承認することに決定いたしました。

なお、請願第２０－２号につきましては、閉会中の継続審査申し出から削除いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　この際、既に配付してあるとおり各委員会からの審査報告書が提出されております。各委員会の審査報告書の朗読については省略いたします。

次に、日程第２、議案第４６号、福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長　田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君）　おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第４６号、福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、一般職員がＮＰＯ法人に派遣されることを何か念頭に置いているような、何か組織のようなものがあるのかとの質疑があり、理事者より、今回の改正は法律の改正に伴う条例改正ということで、現時点ではまだその派遣先については未定であるとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第４６号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４６号は委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　次に日程第３、議案第４７号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長　田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君）　御指名をいただきましたので、議案第４７号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、ふるさと納税の関係で例えば議員、代議士が地元の選挙区に寄附をする場合、税法上の問題だけではなく公職選挙法上の問題もあるが可能かどうか、また住民税の年金からの徴収については選択制ではないのか、また給与所得のある人は今までどおり給与から徴収するということだが、年金収入のみの収入の方だけが年金から徴収されるのかとの質疑があり、理事者より、寄附金については税法上では特段の規定はないので、寄附をされたら控除されることとなるが、公職選挙法上寄附等の禁止の規定があり、議員が選挙区へ寄附することはできない。また、年金からの徴収については義務ということで、年金の所得にかかわる住民税のみが引かれることとなり、ほかに普通徴収にかかわるものがあった場合は普通徴収となる。さらに給与所得があれば給与ということになるので、１人最大３通りの納め方が考えられる。

また、別の委員よりふるさと納税について、自分の出身地に寄附した場合どのような手続きをするのか、また、サラリーマンの人は自動的に会社の方で住民税の減額をしてくれるのか、それとも確定申告をし直さなければならないのか、また年金からの

徴収については今までどおりさまざまな通知がされるのかどうかとの質疑があり、理事者より、ふるさと納税について、他の自治体に寄附する場合、その自治体窓口に連絡をしていただき、納税の方法がいろいろあるので、自治体に直接問い合せてそのやり方に従っていただくこととなる。また、サラリーマンの場合の申告については、確定申告をしていただき還付という形になると考えている。年金からの徴収の税額通知は、初年度については半分が普通徴収、後半が特別徴収ということだが、変更について説明、社会保険庁からもそのように行われ、十分周知し、混乱のないようにしていきたいと考えているとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、８番奥富喜一君。

（８番　奥富喜一君登壇）

○８番（奥富喜一君）　議案第４７号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、日本共産党として反対討論を行います。

議案第４７号は、一部というが広範囲にわたる改正で、賛成できるもの、反対しなければならないものがまとめて提案されている条例改正です。最も住民に大きな影響を与えるのが、６５歳以上の公的年金受給者から個人住民税の年金にかかる所得税分の所得割額と均等割額を２００９年、平成２１年１０月支給分から特別徴収、すなわち年金から天引きする問題です。

総務省によると、年金受給者のうち対象となる方は２割強の５００から６００万人に上るとされています。地方自治体の事務の効率化にメリットがあるとしています。年金からは既に所得税の源泉徴収、介護保険料に加えてことし４月から国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が特別徴収、すなわち天引きされています。本人の意向を踏まえないで年金から天引きすることに対して、年金を生活の主たる収入としている受給者を中心に怒りが広がっています。

税は本来、申告、申請主義であるべきで、個人にはその時々にさまざまな事情が存在するわけで、天引きではこうした事情の考慮もなく、有無を言わせず取り上げることになり、個人の自由権への侵害といえる行為であり、反対です。

また、株式税制、上昇株式等の譲渡損、配当の損益通算の制度導入は、やっと金持ち優遇の批判にこたえ２００８年度末で一端廃止し、改めて経過措置を設けています。また、今回初めて上場株式等の譲渡損失と譲渡株式等の配当との損益通算の仕組みを

設けました。申告による方法は、所得税は２００９年分から、住民税は２０１０年分から源泉徴収口座の活用による方法は、特定口座システム開発等の準備が整った段階から実施されます。

金融所得に対する分離課税２０％は、所得税の累進課税に比べて税率が有利になるもので、今回の改正でも損益通算の上限は設けられていませんので、金融資産を持つ富裕層に対する優遇税制を広げることになり反対です。

ことし４月に物議をかもし、注目を集めた道路特定財源、自動車取得税、軽油引取税の暫定税率、免税店の１０年間延長があります。多くの国民の批判を浴びるむだな公共事業の温床となるもので反対です。

このほかに賛成できるもの、一部問題を含むものとして寄附金控除対象の見直しふるさと納税、公益法人は一般法人同様の課税に環境税制、環境にやさしい自動車の推進、住宅税制、住宅省エネ改修に減税、長期優良住宅、２０００年住宅取得に優遇税制、そのほかいろいろあります。

以上の理由から、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例に対し反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（原島貞夫君）　以上で討論を終わります。

これより議案第４７号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君）　起立多数であります。よって、議案第４７号は委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　日程第４、議案第４８号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長　田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君）　御指名をいただきましたので、議案第４８号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、公共交通関係施設の税の内容が変わったということだが、具体的にどういうことなのかとの質疑があり、理事者より、継続が困難となる恐れのある鉄道路線について、自治体、鉄道事業者等の輸送の活性化を図るための計画を策定して実施する内容となっているとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定い

たしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第４８号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４８号は委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　日程第５、議案第４９号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長　乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君）　御指名をいただきましたので、議案第４９号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、実際に中国残留の方が来られるケースというのはこの数年でかなりあるのかとの質問がありました。理事者より、現在、市営住宅内に住んでいる方はいないが、市内には３世帯５人の方がいて、皆さん都営住宅に住んでいる。市営住宅に入居するには市内に住んでいることが前提になるので、この方々が対象になると思われるが、現在、都営住宅に住んでいることから、市営住宅に直接影響するとは考えていないとの答弁がありました。

他の委員より、現状で市営住宅の入居者のうち単身者がどれぐらいいて、一般世帯がどれくらいあるのかわかったら教えてほしいとの質疑がありました。理事者より、平成２０年４月１日現在、単身者の世帯は６６世帯である。第１市営住宅から第５市営住宅までの一般世帯の世帯数は２８０戸で、単身者世帯の比率としては２３．６％になるとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。
これより議案第４９号について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４９号は委員長の報告のとおり可決されました。
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（原島貞夫君）　日程第６、議案第５０号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。
本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。
（総務文教委員長　田村昌巳君登壇）
○総務文教委員長（田村昌巳君）　御指名をいただきましたので、議案第５０号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。
理事者の説明の後、質疑に入りました。
委員より、議員の報酬と議員報酬はどのような違いあるかとの質疑があり、理事者より、改正法の概要という背景に出ているが、行政委員と委員との報酬は支給方法が異なることから、特に議員報酬ということで分離したとの答弁がありました。
その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。
何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。
○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。
これより議案第５０号について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第５０号は委員長の報

告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　日程第７、議案第５１号、平成２０年度福生市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案については、総務文教、建設環境、市民厚生の３常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務文教委員長、田村昌巳君。

（総務文教委員長　田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君）　御指名をいただきましたので、議案第５１号、平成２０年度福生市一般会計補正予算（第２号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）につきまして、審査報告をさせていただきます。

まず、歳入及び債務負担行為について理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、普通交付税の１億２１００万円について、基準額から１４００万円減額されたが、これはどういうことなのか、仕方がないことなのか、それから第３市営住宅損害保険金１４００万円で、予算書とか決算書によると大体４６万円が保険料であるのか、またこれを歳出で１２００万円の工事費としているが差額はどうしているのか、また住宅家賃の保証とかこの中に入っているのかとの質疑があり、理事者より、交付税の関係で需要と収入を差し引いてその金額が出るが、全国の市町村、都道府県を合計し、国の予算が足りない分、割合で按分して減額するというものが調整減額である。本来需要と収入の差し引きが補てんされるべきものであるが、その交付税自体が地方財政計画の不足分として国の予算を組んでいる。制度としていた仕方ないというところである。それから、市営住宅の保険の関係の歳出を上回って歳入をいただいている部分については、平成１９年度中、既に修繕を流用等でさせていただいている件について、残りの部分も保険をいただいている。

また、家賃の補償については、市営物件の保険であり、家賃の補償は含まれていないとの答弁があり、別の委員より、債務負担行為の容器包装の委託の関係は、国に報告するために早めに業者を決めなければいけないということだが、随契で決めるのか、あるいは入札をするのか、また指定袋の製造委託の関係も入札になるのか。それから、減収補てん特例交付金について、当初１５００人を予定していたが７８７人で５万４０００円が３万４０００円になっており見積りと違うが、その違いについて説明していただきたいとの質疑があり、理事者より、債務負担行為補正の容器包装プラスチック選別圧縮梱包委託及び指定袋製造等委託については入札で行っていく。また、減収補てん特例交付金の減額については、税源移譲により所得税から住民税の方に税が移ったわけで、住宅借入金控除がもともと所得税の制度であり、所得税から引いていたのが、所得税が下がったことにより引き切れなくなった部分を地方税の方から引こうということで、住宅借り入れの特別控除が地方税に回った部分を国が補てんしてくれる特例交付金である。２０年度に初めて出てきた制度で、平成１１年から１８年居住のその時期に建てられた建物が２５００棟あり、大体１５００人くらいローンを払っ

ているだろうと、１人当たり５万４０００円くらい見積もったが、７８７件と減ってしまったため、若干多めに見積もり過ぎたとの答弁がありました。

次に、歳出について理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、新庁舎建設について今回職員の休憩室を１部屋ふやし２部屋にするが、設計の段階で２部屋必要だという話は出なかったのか。それからリフォームの会社は新庁舎建設にかかわった業者なのか。また、この工事の設計監理者には責任はなかったのかとの質問があり、管理者より、休憩室については基本設計の段階でヒヤリングはしているが、今回の設計で２部屋の休憩室が必要という意見があり盛り込まれている。リフォーム業者の関係については入札をして決定していく。また、設計監理者の責任については、設計に当たっては市の方もチェックをしており、承認した責任があると考えているとの答弁があり、別の委員より、庁舎の案内表示や自転車置き場の案内表示がわかりにくいので、見直しも含めてやってくれるのか。また、周りの樹木が既に枯れているものがあるがどうするのか伺いたいとの質疑があり、理事者より、表示の見直しについては市民の皆様の目線に立ったわかりやすいサイン表示にしていこうと思っている。また、樹木については補償期間等もあるので、最良の方法を考えて対応していきたいとの答弁があり、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　次に、建設環境委員長、乙津豊彦君。

（建設環境委員長　乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君）　御指名をいただきましたので、議案第５１号、平成２０年度福生市一般会計補正予算（第２号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、新・元気を出せ商店街事業費補助金でホームページの充実を図るという話があったが、空き店舗策の取り組みは考えられるのかとの質疑がありました。理事者より、ホームページの作成を行うのは横田商栄会で、商店街の知名度を高めていき、インターネット等を通じての新しい顧客の開発を考えており、空き店舗策というテーマは含まれていないようであるとの答弁がありました。

他の委員より、新・元気を出せ商店街事業費補助金でインターネット関連の売り上げ増進を図っていくということだが、それによる売り上げ見込みのデータはとらえているかとの質疑がありました。また、第３市営住宅の火災の改修について、１階の部分が燃えたわけで、この改修事業では２階の部分の内装関係も含まれているのか、また今回の改修作業でもって全部終わりと見ていいのかとの質疑がありました。

理事者より、商栄会の計画書の中には数字的なデータは明記されておらず、あくまで新たな方向に売り上げの向上を期待していきたいという努力目標的な内容なので、具体的な値はつかんでいない。また、第３市営住宅の工事の内容は、火元の１０１号

室の内装部と外壁の改修であり、これですべて終了する。２階部の内装については、平成１９年度中に補修が終了しているとの答弁がありました。

さらに他の委員から、この補助金の制度自身は効果測定できないようなものでも出せるものなのか、決算のときに達成度の評価ができないと思うが、これらは実際に商売の現場にいた新市長はどう思っているかとの質疑がありました。市長より、商売というのはなかなか難しいものだと熟知しているが、ＰＲ、宣伝というのは非常に大事なもので、このインターネットを使ってやるということも一つの手段と思っているとの答弁がありました。

理事者から、この制度の目的は広く商店街の振興を図り、商業者の経営の安定と発展、地域経済の活性化に寄与することである。市としても補助金を出す以上効果ということも必要であろうとは考えているが、とりあえず商店街がいろいろな事業を行って、商店街に活性化が図れるということを期待しての事業であるとの答弁がありました。

別の委員より、商店街マップの話が出たが、消費者なりお客さんの声が生かされるようなことがあるのかどうか、また第３市営住宅の火災について、過去において責任をとるとか、あるいはトラブルとかがあったら教えてほしいとの質疑がありました。

理事者より、マップについては横田商栄会と福生の武蔵野商店街振興組合の会員が、またホームページについては横田商栄会でいろいろ検討し、それぞれ実際にお客様と接する方たちがつくるので当初からできるかどうかわからないが、商人として当然顧客の要望するような形に工夫は加えていくものと考えている。火災については、昭和６３年４月１日に第１市営住宅で木造が全焼して返還を受けているが、保険金として３９６万円の歳入があったとの答弁がありました。

別の委員より、商工業振興費の事業の内訳と一般的な工事の請け負いで、見積りをして契約をしたあと材料が値上がりしても仕方がないと思うのだが、そうはならないのかとの質疑がありました。

理事者より、イベント事業の中のイルミネーションが福生商店街協同組合で、補助対象経費が２９９万８９３８円、商店街マップ事業が両商店街の合計額で１６８万円、横田商栄会のホームページの作成の補助対象経費が２３２万５７５０円である。鋼材の増については、平成２０年４月から７月までの４カ月で鉄筋が２６．１％、鉄骨が２６．６％の上昇があったということで、国土交通省も鋼材類等の大幅な高騰を受け、単品スライドという制度に鋼材類と燃料類の２品目を対象品目に加えたため、既に請け負いをしているものについても高騰分を上乗せできるということであるとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　次に、市民厚生委員長、阿南育子君。

（市民厚生委員長　阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君）　それでは、議案第５１号、平成２０年度福生市一般会計補正予算（第２号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）について、審査報告をさせていただきます。

今回の補正予算では、民生費では新たな制度である民生・児童委員協力員報奨金についてや生活介護サービス他１９年度の金額の確定による精算についてなど５０５６万３０００円と、衛生費では福生病院の建設費にかかわる財源の振り替え１億円について審査いたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、民生・児童委員協力員報奨金は何を目的としているのか、どのような役割を担うのか説明してほしいとの質疑があり、理事者より、最近民生・児童委員の業務等が拡大し、また複雑化していることから地域力の向上を目指して平成１８年６月に東京都にできた事業で、平成１９年１０月１日付けで東京都が独自で実施要綱を作成した。事業の内容は、地域における活動に協力をする人材を確保して、それらの活動を社会福祉の増進に役立てるというものである。福生市も２名の方に御協力をいただき当面北と南、各地区に１名ずつ入ってもらい、会長さんの業務の補佐、また事務局のお手伝い、また子育てサロンへの参加、福祉バザーへの協力参加など行ってもらう予定であるとの答弁がありました。

別の委員より、訓練等給付及び特例訓練等給付事業費の自立訓練サービス費で、ホームヘルパー派遣事業者の置かれている現状は大変な現状にある。しかし、これまで個人事業者の介護事業者には支援らしい支援を全くしてきていないというのが実際である。社会福祉協議会や特別養護老人ホームなどには、施設建設などそれなりの支援を行ってきたが、個人事業の介護事業者へも事業所運営費助成など一定の基準を設けて支援をするべきと思うが、そういったことは考えなかったのかとの質疑があり、理事者より、この事業は自立した日常生活、または社会生活ができるよう一定期間身体機能、または生活機能向上のために必要な訓練を行うということで、新たに支給決定されたので、今補正予算において計上したものである。市内には訪問系が九つの事業所、また通所系が１１の事業所がある。この報酬費については国の基準単価が設定されており、福生市としては国、都、または２６市の動向を見たい。個人の事業所が現状非常に厳しい部分があるので、費用面でなくてもできる支援はしていきたいとの答弁がありました。

委員より、介護事業者が廃業すれば一番被害を受けるのは利用者、市民である。ホームヘルパー派遣事業者を支援する施策を盛り込むことにより、介護サービスを受ける市民の利益を安定的に保護すべきなのに、この補正予算では特段手立てを打っていない。新しい市長になり最初の補正予算であるのに、高齢者や障害者にやさしい行政となるよう経済的支援が特段盛り込まれていないこの補正予算には反対を表明するとの意見がありました。

また別の委員より、生活介護サービス費は６名ふえたとの説明があった。この要因

は何か。また、今後の状況はふえていくなどあるのかとの質疑があり、理事者より、６名の内訳は養護学校卒業者が４名、新たに障害者となられてサービスを受けられた方が２名である。今後は対象者に対する実体的な動きをさらにシビアに見ていく必要があると考えている。今回については、今の時点でそのような状況になり、１１月の支払いが滞ってしまいそうということがあったので、９月に補正を組ませていただいた。１０月に再度事業全体を見直し、精査していくとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁のあと、審査中に反対意見がありましたので、起立による採決をいたしましたところ、賛成多数により原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、８番奥富喜一君。

（８番　奥富喜一君登壇）

○８番（奥富喜一君）　議案第５１号、平成２０年度福生市一般会計補正予算（第２号）について、日本共産党として反対討論を行います。

国は社会福祉予算を毎年連続して２２００億円削減を続けています。その一つのあらわれとして、施設ではなく在宅介護を進めると言いながら、その中心でもあるホームヘルパー事業費の削減予算も強めています。その結果、ホームヘルパー派遣事業者の置かれている経営環境は大変な現状にあります。ホームヘルパーのなり手も減少に転じていることが報道されています。このままでは在宅介護利用者に支障が大きく出てしまうのは時間の問題と言えます。

社会福祉協議会や特別養護老人ホームなどには施設建設などそれなりの支援をかつては行ってきました。しかし、個人事業の介護事業者にはこれまで何も経済的支援をしてきませんでした。介護事業者の廃業で一番被害を受けるのは利用者、市民です。

お隣の羽村市では６軒もの介護事業者が廃業したと聞いています。幸い当市は１事業者も現時点では廃業していない状況にありますが、年内に廃業を検討しておられるほど経営が厳しい環境にあるとも聞いています。運営の窮状をしんしゃくして、緊急に事業所運営費助成など一定の基準を設けて支援をすべきと言えます。

しかし、今回の補正予算では特段手当てを打っていません。また新しい市長になって最初の補正予算でありながら、高齢者や障害者にやさしい行政、経済的支援策、例えば高齢者家賃助成の復活などの実施なども盛り込もうとしていません。

乳幼児医療費の所得制限の撤廃に必要な予算規模は、平成１９年度で見て４２０万円程度で実施が可能ということですが、これもこの補正の中で実現しようとしません。

９月２６日付けの西多摩新聞に、あきる野市が１０月から所得制限を廃止する記事が出ていましたが、ことし１０月以降では最もこの点で施策が貧しい市ということになることが予測されてもです。

以上のような理由から、平成２０年度福生市一般会計補正予算（第２号）に対し反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（原島貞夫君）　以上で討論を終わります。

これより議案第５１号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君）　起立多数であります。よって、議案第５１号は各委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　日程第８、議案第５２号、平成２０年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長　阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君）　それでは、議案第５２号、平成２０年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について審査報告させていただきます。

今回の補正予算は、療養給付費の１９年度医療費の精算に伴うもの、１９年度出産育児一時金の精算など歳入歳出それぞれ３８２４万６０００円の追加をするものです。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、療養給付費等負担金精算分は額の確定に伴っての返還金ということだが、逆に療養給付費がふえたということか、また療養給付費交付金についてももう少し詳しく教えてほしい。また、出産育児一時金について１９年度の確定で一般会計に戻すということであるが、何人が該当したのか教えてほしいとの質疑があり、理事者より、療養給付費等負担金精算分は、療養給付費老人保健医療拠出金及び介護給付費納付金は、３４％が国庫支出金として歳入されることになっている。療養給付費等負担金１１億６９２０万１６円が３月末までに確定した診療報酬等の支払い分に対する負担金と、４月支払い分の診療報酬等に対する負担金の概算の金額をプラスして算出している。４月の支払い分の診療報酬等が確定した後精査し、最終的な１９年度の療養給付費等負担金の金額が１１億７３００万７１６０円となる。最終的な確定が毎年７月ごろになるので、過年度で過不足分を精算することになる。この差額が３７６万７６４４円となり、当初予算で科目存置していた１０００円を差し引いて３７６万６００円の補正予算額となる。

また、療養給付費等交付金は、退職者療養給付費の１９年度の精算である。退職者

医療については、退職者被保険者等国民健康保険税と退職者医療交付金により全額措置されることになっている。退職者医療交付金は被保険者からの拠出金となるので、社会保険診療報酬支払基金から拠出されます。退職者医療交付金で１１億８０１３万６０００円は、3月末までの退職者にかわる医療報酬等の支払い分に対する交付金と、４月支払い分の診療報酬等に対する交付金について、概算の金額をプラスして算出している。これに４月支払い分の診療報酬等が確定した後精査し、最終的な１９年度の療養給付費等交付金の金額が１２億１４６１万８９６３円となる。こちらも最終的な確定が毎年４月ごろになるので、過年度で過不足分の精算をすることになる。その差額が３４４８万２９６３円となり、当初予算で科目存置していた１０００円を差し引いて３４４８万１０００円が補正予算額となる。また、出産育児一時金の件数であるが、１９年度１４０件、前年度は１４７件であるとの答弁がありました。

別の委員より、前年度繰上充用金であるが、一度確定し、その後に出納整理をして最終的に減になったとのことだったが、この期間に何か電話催告とか、収納専門員の派遣であるとか、何か特別に行ったのかどうかをお聞きしたいとの質疑があり、理事者より、３月に年度が終わり４月、５月が出納整理期間ということで、市税を含め国民健康保険税についても臨戸訪問等を行い徴収の強化を図った。この国保の７１１万４０００円は、５月１６日までに決算見込額が出たあとの１７日から３１日の間に３６２人分の納税が行われたものであるとの答弁がありました。

また別の委員より、この繰上充用金は制度上問題はないことはわかるが、１６年度がたしか2億円くらい、１７年度が１億２０００万円くらい、１８年度が６０００万円台だったと思うが、それぞれの年により理由があったと思うが、今回の１億３８００万円についての理由は何かとの質疑があり、理事者より、１９年度の決算の赤字は１億３８５９万８７０７円で、２０年度から繰上充用しているということである。１９年度においては、介護分の税率改定があったので２．１％、３０００万円の伸びにとどまったことが大きな要因だと思っているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁のあと、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第５２号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（原島貞夫君）**　御異議なしと認めます。よって、議案第５２号は委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○**議長（原島貞夫君）**　１１時１０分まで休憩といたします。

午前１０時５９分　休憩

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前１１時１０分　開議

○**議長（原島貞夫君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第９、議案第５３号、平成２０年度福生市介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長　阿南育子君登壇）

○**市民厚生委員長（阿南育子君）**　それでは、議案第５３号、平成２０年度福生市介護保険特別会計補正予算（第１号）について審査報告をさせていただきます。

委員より、介護給付費基金積立金について、今回３４８２万６０００円、１９年度が３６６８万８０００円、合計して約７０００万円程度の基金になっているが、これを取り崩して全額保険料の軽減に充てた場合どうなるのかとの質疑があり、理事者より、基金７０００万円で仮定した場合、第１号被保険者、介護保険計画は３年ごとということで、被保険者を１万１０００人と見込み、その３年分でそれを１２カ月で割り返すと、基準の介護保険料の月額の基準額が出てくる。その金額が約１７０円であるとの答弁がありました。

委員より、高齢者にとっては少しでも保険料は軽減された方がよいというところがあるので、要望したいとの意見がありました。

また別の委員より、前年度繰越金でかなり大きな金額であるが、前年度の確定のみを行っているが、ここで何らかの施策の補正を組むことはできたのかどうかとの質疑があり、理事者より、例年介護保険の場合は９月に精算の補正をしている。９月時点では介護給付費、あるいは地域支援事業費の推移が当該年度まだ先が見えない。したがって、給付見込みがどうなるかというのはこの時点では難しい。仮に給付費、あるいは地域支援事業費等が変動するということであれば、１２月以降というようなことを例年考えている。ただ、よほど変動が大きく、例えばこんなことがあるかどうかわからないが、年度途中で市町村が合併したというようなときには対応も必要かも知れないが、当面は９月は精算を中心に考えさせていただくということで御理解をいただきたいとの答弁がありました。

またほかの委員より、積立金に関して、第３期の介護保険の計画の中で、今標準的な保険料が４５９３円、この中で１８年度から借り入れを起こしたものの返す金額が毎年３カ年で分割して４４５０万円を払っていくということで、この保険料の中で確か３６０円程度ぐらい今回、今積立金が１７０円程度、合計すると五百何十円程度に

なっていると。それで、１９年度は計画したとおり積み立てもできたし、そういった中での支払いもできているということで、結果としてはどうだったのか一言コメントいただきたいのと、それから２０年度は同じような流れでいきそうなのか、見込みはどうかとの質疑があり、理事者より、やはり２期で１億３３５０万円ということで、その償還を、借金を返しながらという第３期だったが、積み立てもできた。また、今後については保険料など地域福祉推進委員会の中でも御審議をいただいているし、西多摩の介護保険の課長会でも情報交換をしながら錬っているところである。制度そのものを持続可能にしていく必要があるので、やはり特に今５３０円の部分は下げられないわけであるが、これから計画等立てていくところであるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁のあと、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第５３号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第５３号は委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　次に、日程第１０、議案第５４号、平成２０年度福生市下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長　乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君）　御指名をいただきましたので、議案第５４号、平成２０年度福生市下水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、公債費６５２万９０００円のマイナス補正をするということは、これは毎年定例的にこの時期にするものなのか、もしそうならばどんな理由で行うのか、年度末までもっていけないのかとの質疑がありました。理事者より、歳入においては繰越金があったため、それと関連して歳出の方で公債費について平成１９年度で繰上償

還があり、当初２％の借入利率ということで組んだが、それが確定したのでこの補正予算で精算をさせてもらった。今後もこういう形で補正予算を計上させていきたいとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第５４号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第５４号は委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　日程第１１、議案第５５号、平成１９年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、委員長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、８番奥富喜一君。

（８番　奥富喜一君登壇）

○８番（奥富喜一君）　議案第５５号、平成１９年度福生市一般会計決算認定について、日本共産党として反対討論を行います。

４年間続いた小泉構造改革路線の地方政治への押しつけに続き、一昨年９月、この政権を引き継いだ安倍晋三元首相による成長戦略のもとで、異常なまでの大企業中心の経済政策推進が行われました。その結果、昨年７月に行われた参議院選挙は自民党、公明党の歴史的大敗という結果を生み出しました。ところがこの路線は１年間持たずに最近政権を投げ出した福田元首相においても基本的に引き継がれたのが実際でありました。

その内容は、史上空前の利益を上げている大企業に減税をばらまくなど、成長に資

するという名目で大企業や大資産家を応援する政治です。その一方で、定率減税の廃止や生活保護の削減に示されるように、国民への負担増と給付切り下げを無慈悲に継続、推進するものでした。結局社会的格差と貧困をさらに拡大させるというものでありました。また憲法改正を参議院選挙の争点にするという安倍元首相に象徴される海外で戦争する国づくりに向けてミサイル防衛や米軍再編などを拡大する予算執行がされました。

さて、こうした政府のもとで地方自治体は今、国の方向に全面的に従っていくのか、それとも住民の暮らしを守るために全力を尽くすのかが厳しく問われる１年間であったと思います。この１９年度福生市一般会計決算認定を行うわけです。福生市が住民の暮らしや福祉を守るために浪費を抑え、自治体本来の役割を発揮することが求められていることは申すまでもありません。

当市の１９年度ではどのような行政が行われたか、市民の反対を押し切り平成１０年７月から民間委託によって実施された駅前自転車駐輪場の有料化事業は、契約切れの平成２０年度で新たな転機を迎えようとしています。平成１９年度までの累計実績では市の財政負担を２億２４００万円余り節約するために市民に４６億６６００万円余りもの大負担を負わせ、委託先の自転車整備センターにも赤字経営を余儀なくさせ、さらには有料化開始以来年々利用が減少し、自転車駐輪場はむだな空きスペースの拡大がとまりません。資源のむだ使い、環境にも負荷を与える最悪の市民サービスの見本と言えます。

また、当時の厚生省などの指導をうのみにして、課題な西多摩衛生組合事業を実行したことによる分担金での財政の圧迫など、歴代の行政の失策が福生市の財政事情に影を落しています。

さらに、国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金、福生市の３分の１を占める横田基地の土地、建物の固定資産に見合う税収補てん額として昭和５５年、旧自由党と民主党の保守合同で自民党となった年のころですが、９８．７％とほぼ１００％交付され、この上に昭和５５年で１７億円余りが防衛予算関係で上乗せされ、これと合わせると固定資産税の２．８８倍の税収がありました。これが毎年減らされ、平成１９年度実績では基地交付金は実に３１．５％の１２億２０００万円余り、固定資産税換算で２６億５７００万円も減収となっています。平成１９年度から加わった再編交付金や、自衛隊員募集広告費も含めた防衛関係予算を足し込んでも２２億４０００万円余り、平成１９年度の固定資産税相当額に１６億３７００万円余りも不足する状態となっています。基地交付金で昭和５５年から福生市が交付されなかった損金の累計額は実に３１１億８０００万円余りになります。当市の予算規模の１．５倍もの損失を受けている現状です。

福生市は基地があったから経済が成り立ったかのように言う方がおられると聞きますが、それは大変な間違いです。福生市は扇状地であり、交通の要に位置する地形から、横田基地という障害物がなければ道路交通上物流の要をなす位置にあります。また現在は西武線は拝島で終点ですが、横田基地がなければさらに青梅線と並行に延

伸され、通勤客を効率よく運送できるでしょう。八高線も同じです。横田基地という障害物があるために福生市内の商店街が思うように集客できない、住宅地が発展できないため更新されない貸し家が多く残るなど構造的に産業生産に影を落しているのが現状です。

そして、騒音や居住環境の問題、教育にいじめ対策などのさまざまな工夫を重ねても他の地域以上に問題が多発する、現況として横田基地の存在に起因するものが多いといえる現状が横たわっています。この問題に真剣に取り組まないと福生市の未来に展望は持てません。

こうした中で、福生市の市民生活もまた厳しい状況に置かれたことは決算の数値が物語っています。個人事業主などの納める市民税個人の普通徴収分が、平成１３年度で４６．６％であったものが平成１９年度では５１．３％と４．７ポイントと大きく増加し続け、過半数を超えていること、非課税者が年々増加し、平成１９年度では１万４２９７人、平成５年度の３４５９人から平成１６年度１万４８９２人と実に約４．３倍へと拡大、税制改正で平成１６年度２５６人いた配偶者の非課税者が平成１７年度ではゼロ人となり、さらに平成１７年度６１３７人いた老年者の非課税者が平成１８年ではゼロ人となり、収入がふえたのではなく税制の改定で非課税者が減るというさらに厳しい生活を想定させる変化に対策はありません。

普通徴収での納税義務者１人当たりが平成１３年度８万１２０１円、平成１９年度９万７６５円と税源移譲や税制の改悪で引き上げられているにもかかわらず、９５６４円しか伸びないことにも象徴されます。

住民税増税が平成１９年６月実施されました。また、住民税がこれまで非課税だったのに課税となる定率減税の廃止などの各種の税制改定が、収入がふえないにもかかわらず国民健康保険税、保育料金などの各種公共料金が上がったり、敬老パスや介護用品の支給などのサービスを切り捨てられる人々をことしも続出させました。

当市では、これに追い打ちをかけるように昨年の福祉１０施策、約３４８０万円の助成事業の減額、削減の実施に引き続き高齢者に対する住宅家賃助成事業では、当初額６０００円がついに２０００円へと減額を実施し、保育料金の減額調整も行わずに済ませました。

また、介護保険第１号被保険者は平成１７年３月末９７０５人、平成１８年３月末１万９０人、平成１９年３月末１万４９９人、平成２０年３月末１万９３６人と増加を続けているにもかかわらず要介護者は１８５７人、１６３３人、１７９６人、１５９１人と介護認定制度の変更を通じて要介護者の認定を抑制した事実が数値の上で明らかです。さらに介護保険の見直しによる大幅な保険料の負担増を押し付けたわけです。

国民健康保険税値上げは、医療費部分では連続４年でとめたものの、介護保険料部分で値上げが平成１９年度に実行されました。まさに「苛政は虎よりも猛し」の国政の二番煎じで、お年寄りや弱者市民を中心とした福祉削減と負担増の行政が実行された１年間でした。

将来を担う子どもたち、子育て世代、今生きておられるお年寄り、弱者、市民、いずれも切り離すことができない福生市民であります。ここにやさしい行政がなくしてどこに将来展望を語れましょうか。確かに国の政治は地方政治、庶民生活にとって存続をかけるような負担を強いています。しかし、悪政はいつまでも続くものではありません。また続けさせてはなりません。あわせて最後の砦として市民をこの悪政から守るのも地方自治体の最大の仕事であることを自覚しようではありませんかと訴えたい。

米軍横田基地の問題に触れておきます。米軍基地再編計画のもと、私たち市民の知らないところで平成１９年度も危険な基地機能強化が進行しました。府中の自衛隊もこの横田に配備が決まり、軍軍供用化が着々と進行します。平成２０年度以降の問題ではありますが、横田基地の残土の安全性は測定していると答弁がありましたが、その数値の公表はまだ行われておりません。おいしい水やおいしいお酒が飲めなくなるかもしれない不安は払拭できないでいます。ダンプも１０トン車が最大ではなく、１日平均で２００台も走ることが明らかになっています。ミサイル防衛構想ではこの横田にもミサイルが配備されるとの話もあります。また、可能性は遠のいていますが、軍民共用化で軍用機、民間機が福生市の上空を旋回する事態はまともな市民生活を破壊するもので、とても賛成できるものではありません。

福生市は戦後、朝鮮戦争景気などで基地のまちとして栄えましたが、今その後遺症で苦しんでいます。さきにも述べましたが、地域的には商業地域として発展しておかしくない位置にありながら発展できない、それは米軍横田基地の存在が電車や道路交通面でも阻害しているからです。家庭環境にも他市に比較できない課題を抱え込んでいます。今でも危険な福生市にこれ以上の危険を呼び込む政治は許せません。市長はこうした市民の多数の意見を尊重して、米軍再編による基地機能の強化に反対だと、今後さらにきっぱりと意思を表明すべきだと指摘します。

私といたしましては、この審査の中で多大な職員の方々の工夫、努力があったことも確認したところでありますが、以上述べたように決算の基本が住民いじめの組み立てであることが明らかであり、とても認められるものではありません。

したがって、平成１９年度福生市一般会計決算認定に反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（原島貞夫君）　次に、賛成者、１３番田村昌巳君。

（１３番　田村昌巳君登壇）

○１３番（田村昌巳君）　御指名をいただきましたので、議案第５５号、平成１９年度福生市一般会計決算認定につきまして、正和会を代表し賛成の討論をさせていただきます。

本決算は、さきの決算審査特別委員会におきまして慎重な審議を経て賛成多数で認定されたところでございます。平成１９年度の財政の状況は、三位一体の改革により所得税から住民税への財源移譲や、定率減税の廃止など財政構造が大きく変化した年でありました。その大きな変化の中、全体的に財源補てんが不十分な状況に加え、地

方交付税が大幅に減少するなど一般財源が減少し、経常収支比率は１８年度より悪化するという大変厳しい財政状況にあったと思われます。

そのような状況に対処するため、つくし保育園の民営化や児童館の指定管理者制度の導入など事務事業の見直しに取り組み、また市税の収納では電話催告事業やオートバイなどのタイヤロック方式による差し押さえなどの取り組みは、積極的な姿勢が目に見えない効果をもたらしていくものと考えております。

また、将来の財政負担の軽減に向けて引き続き臨時財政対策債の借り入れを圧縮し、財政調整基金の取り崩しも行わないなど厳しい中にありながら堅実な財政運営をされているものと思われます。

１９年度の主な事業に目を移しますと、新庁舎建設事業の完成、拝島駅自由通路整備事業も主要部分の完成を見ることができ、また福生病院建設も順調に進められております。その他の主要施策を見ましても、教育関係ではふっさっ子の広場事業や第二中学校通級学級設置事業、福祉関係での子ども家庭支援センターの先駆型への移行や義務教育就学児医療費助成事業、道路整備関係ではやなぎ通りの整備事業など、また協働推進関係での市政出前講座などその成果は大いに評価されるものであります。

一方で、早くから都市基盤整備に努めてきた我が市の各種施設は、他市に比較して高い整備率にあり、整備を早く手がけた分老朽化も進み、下水道、道路、公園といった施設について維持管理も含めて大規模な改修を考えていかなければならない時期にきているのではないでしょうか。その財源をどのようにして賄うのか、将来に向けての重要な課題であると考えます。

また、市税等の収納率はさまざまな収納の対応策、努力により改善されてきておりますが、国民健康保険税、保育料、学校給食費なども含め未納の問題は市民の公平負担の観点から依然としてなお一層の改善が必要であり、御努力をお願いするものであります。

また、子育て支援策の面ではさまざまな施策に取り組まれ、成果が上がってきていると思われますが、子どもたちを取り巻く環境は社会の変化、家庭環境等により必ずしも恵まれたものとは言えない状況になってきております。

こうした問題にはさまざまな背景があると考えられますが、あらゆる対応を講じていただき、もちろん我々議員も含めてのことですが、市民と協力、連携によりその理解に努めていただくことを要望といたしまして賛成の討論といたします。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（原島貞夫君）　次に、賛成者、１７番青海俊伯君。

（１７番　青海俊伯君登壇）

○１７番（青海俊伯君）　それでは、御指名をいただきましたので、議案第５５号、平成１９年度福生市一般会計決算認定につきまして、公明党を代表いたしまして賛成討論を行います。

初めに、私どもが大事なのは決算認定に当たって、この決算の審査の課程でどのような物差しを持つかということではないかと、このように思っております。それはい

ろいろな立場で、いろいろな御意見があって、また主義主張があるのは当然でありますが、最低限１９年度内の事業についての意見であってしかるべきであって、２０年度の現時点におけるものまで持ち出しての意見の開陳というのはルール違反であります。

まずはその意味では、決算においてどのような物差しで審査判断するかということについてまず私見を述べたいと思います。予算設計時の課題要件をいかにして実現に近づけたか、限られた歳入をいかに工夫して予算編成時には予見できなかった事態が起きた場合にどのように対処したか、さらには変化する市民ニーズを的確にとらえて、可能な予算範囲の中で的確な行政運営を行えたかが問われるものと思います。

加えて言うならば、次世代への負担をいかに抑制した行政運営であったかも大事な視点ではないでしょうか。それぞれの歳入歳出の物差しとあわせて、予算に込められた市民へのメッセージがいかに決算としてこの１年間、１９年度で実現できたかという総合的な視点からの審査でしかるべきであると確信するものであります。

前置きが長くなりましたが、そのような切り口、物差しで１９年度の一般会計決算内容を見るに当たり、平成１９年第１回定例会における当時の野澤市長の施政方針から、予算編成時における行政のトップとしての問題意識、課題認識を改めて確認しておきたいと、このように思います。

改めて読み込んでいきますと、６月に開通をした圏央道と中央高速の接続、あるいは日の出インターからのアクセス道路の整備、国道１６号の拡幅や拝島駅自由通路の開通などの利便性の広がりの中での福生市のグランドデザインをどう描くか、すなわち、直ちに合併ということではなく、さまざまな分野での相互補完、連携の強化であると、この点については読み込んでみました。

次に、人口減少を緩やかなものにして持続可能な自治体をつくるための施策として新たな産業振興策、定住化対策としての環境や景観、教育を含む子育て支援、住宅構造の改善等、ここでは平成１７年度の合計特殊出生率では、福生市では島しょを除く都内区市町村トップの１．４０であったこと。しかしながら、ゼロ歳児から５歳児の人口は１１．３％減少している事実から、子どもを産む環境としては適しているが、育てる環境としては若い夫婦からの評価は低いと市長みずから判断をしているようでございます。具体的な中心的施策として、年初にはふっさっ子の広場の事業推進を上げておりました。

第３に、後年度負担については、基地交付金の存在があればこそでございますが、民間の研究機関が全国の自治体の行政コスト計算書の分析結果として、福生市を「住民１人当たりの行政コストと負担の関係」の分析の中で、市民にとってサービスは高く負担は低い財政運営となっているという判断をしていることでございます。また、この項では行政改革について述べられて、その目的は何か、コストを上げることなく市民満足度を高めることであると位置付けております。また具体的施策として、組織改革による市民サービスの向上を掲げ、総合的な子育て支援をうたっております。

第４には、協働という概念の推進と心の豊かさの追求ということになります。

以上、この４点の野澤市長の年頭に当たっての思いがこの１年間、具体的に決算という形でどのようにあらわれたか、そして私ども議会はそれをどのように見て認定をしていくかということがポイントになろうかと思います。

具体的に歳入の市税の収入率について見ると９３．９％、２６市中２５位というまだまだ非常に厳しいものではございますが、その行政努力としては、市税等電話催告事業で３３３万４０００円かけております。また、民生費の占める割合が３６．３％、８１億３７１９万円となっておりまして、前年度比３．４％と民生費が向上しているのも事実であります。

国の制度とはいえ、児童手当制度改正による子育て支援に４億１７６７万円、あるいは児童館等の指定管理者への管理委託開始による行政コストの圧縮、そして児童、子どもたち、あるいは保護者への満足度の高まり等の事業を行っておりますし、また義務教育就学時医療費助成制度の１０月１日よりの実施等々が民生費の中では特筆されることだと思っております。

また、教育費全体の占める割合が１１．２％となっており、教育行政に力を注いだという結果となっていると見ることができるのではないでしょうか。中でも小学校の授業指導補助員の配置で１４０４万５０００円、不登校対策事業の推進として適応指導教室等８２７万５０００円、そして小学校、五小、六小に続いて二中に開設をした通級指導学級の増設等で１１５３万５０００円、そしてさきに述べたふっさっ子の広場事業で、放課後の子どもの居場所づくりに一つのモデルとして六小が１０月からこの１９年度は開設になりました。７５７万２０００円、そして長野県の白馬村へ行った子ども体験塾事業の３６３万３０００円と、当初の子育ての環境整備にそれぞれの立場で尽力をしていただいたと、このように見るわけでございます。

などなど角度を付けて複眼的に決算を見た場合、野澤市政の最終年度としてある程度の評価をしてしかるべきではないかと判断するものでございます。もちろん私どもの求めている市民サービスの充実、行政コストの圧縮による本来の意味での市民に目を向けた、生活弱者が安心して暮らせるまちづくりにはまだほど遠いものもありますが、限られた財源の中でこの平成１９年度は精いっぱいにやっていただいたと見るべきかと思っております。

決算審査の課程において繰り広げられた指摘には真摯にこたえていただきまして、２１年度の予算編成に生かしてこそ、この９月の時期に決算審査が行われるという行政運営の影響を与える意味が生まれてくるものと信ずるものであります。

以上の理由をもって賛成の立場からの討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（原島貞夫君）　次に、賛成者、１９番田村正秋君。

（１９番　田村正秋君登壇）

○１９番（田村正秋君）　御指名をいただきましたので、議案第５５号、平成１９年度福生市一般会計決算認定につきまして、市民派未来クラブを代表いたしまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成１９年度の主要な事業に沿って討論させていただきます。まず初めに、教育文化についてでございます。ほかの議員さんからもいろいろと意見がございました。まず初めに、社会教育環境整備、生涯学習の環境整備に本年度は努められてこられました。すべての子どもの健全育成を目的としたふっさっ子の広場の事業、さらには体験することより自立した力ある子どもを育てる子ども体験塾の実施、まだ学力向上対策として小学校に授業補助員の配置や、特別支援教育の充実を図る通級指導学級などを配置し、小学校から中学校まで継続的支援を図っております。また、体育施設の整備充実では武蔵野台テニスコート、フットサル併用型の改良事業などにも取り組んでおります。

次に、福祉、保健、医療の分野では、制度改革が大きな流れとして進んでおります。介護予防、健康増進へ向かっております。福祉部長を本部長として事業推進本部を立ち上げ、「健康ふっさ２１」に基づく全庁的な施策を推進してきております。

また、子どもの育ちの重要な役割を担う保育園につきましても、多様なニーズの対応、市民のサービスの向上に向け、市民能力の最大限の活用を含め支援施策を行ってきておりました。また指定管理者制度、民間活力導入により児童館などの開館時間の延長、事業の多様化等による利用者の利便性の向上、地域住民と子どもと親、支え合う場づくりを進め、子ども家庭支援ネットワークを総合的な子育て施策の体系としてきました。さらに児童手当の増額や、義務教育就学児医療助成事業など子育て支援にも取り組んできております。

次に、都市基盤整備の分野では耐震化促進を図るための耐震診断助成事業、車両通行の安全確保及び歩道のバリアフリー化を目的に、田園地区を南北に縦断する市道幹線Ⅱ－１８号線の改良工事や、新堀橋から宮本橋までの市道１１８５号線などの整備があります。さらに生活基盤整備の分野では環境基本計画や地域新エネルギービジョン、詳細ビジョンに基づく計画的な環境対策に努め、市民、事業者の環境意識の向上にも取り組んできております。

また、先ほども青海議員からもお話がありましたけれども、当時の野澤市政の思い、特に市民参加の中では自己選択、自己決定、自己責任の考えを持ち、自助、公助、共助の意識を幅広く、市民と一体となり努力されております。

本年度の財政は大変厳しいものであります。加藤新市長につきましては、非常に期待しているところが多いわけでございますが、全職員が一丸となり努力している感じを受けました。

以上のような施策の事業を展開していることから、市民派未来クラブといたしまして、本決算について賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（原島貞夫君）　以上で討論を終わります。

これより議案第５５号について起立により採決いたします。

本案に対する委員会の審査報告書は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員会の審査報告書のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君）　起立多数と認めます。よって、議案第５５号は委員会の審査報告書のとおり認定されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　午後１時まで休憩といたします。

午前１１時５２分　休憩

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後１時　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１２、議案第５６号、平成１９年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長　阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君）　それでは、議案第５６号、平成１９年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、不納欠損が昨年度に比べ大幅に減になっているのはなぜかとの質疑があり、理事者より、国民健康保険の収納対策については、市はもとより東京都からも指導があり、対策を打っているところである。その中で滞納の整理で取れないものについては、滞っている分について欠損をしたという形にした。１９年度については財産調査をして払えない方には執行停止という形にして、様子を見る中で財産の状況が変わらなければ欠損をしていく。したがって、今年度の４２００万円については、平成１６年に執行停止したものが７９５万６６０６円、また１９年に即日執行停止になった分が４２００万円が含まれている。あとは５年間の時効による欠損額である。執行停止は３年間のいわゆる徴収の緩和策である。３年間の経過を見る中で納税の資力が回復すれば払っていただく。執行停止をする中で納税の計画を立てる。例えば、１００万円の滞納額があったとすれば、執行停止を７０万円だけとりあえず３年間停止をしておいて、３０万円だけきちっと払う計画を立てる。その後７０万円については３年間様子を見て、もしその方が納税資力が回復するようであればその分ももう１度払ってもらうということで、３年間の間に見ていく形である。滞納者にしてみれば負担感は多少軽くなるのかなと見ているとの答弁がありました。

また別の委員より、不納欠損と収入未済額のところで件数で報告されているが、人数では何人になるのかとの質疑があり、理事者より、１号該当、いわゆる財産がないというような方については、人数が１２９人で６４５件、金額は４０２万２９７０円である。２号該当は滞納処分、差し押さえにより滞納者の生活を困窮させてしまう恐れのあるものであるが、３６人で６３件、８４万５９３９円である。３号該当、これは行方がわからなくなった方、もしくは財産はあるが財産がどこにあるかわからない

方で１７１人、６０８件、３０８万７６９７円である。そのほかに即日ということで１９年度に執行停止をしたものについては、調べた結果差し押さえる財産がない場合であるが、６１７人、２４６７件、２６９４万６６５６円である。合計すると執行停止による不納欠損は３４９０万３２６２円である。

それから、５年の時効の分は７９８件、７８２万９０００円で、人数については把握していない。次に、収入未済の滞納者の人数であるが、直接滞納者の人数を出していないが、事務報告書の市税等督促発布状況によると、国民健康保険税の督促状の件数は、大体３５００人から４５００人の間というふうなことで、変動しているということであるとの答弁がありました。

委員より、やはりどのくらいの人がそのような状況になっているのか知るためには、件数よりも人数で把握した方がわかりやすいと思うので、今後人数で把握できるように努力してほしいとの意見がありました。

別の委員より、その他一般会計繰入金で、福生市の全世帯数は何世帯になるのか、事務報告書の数字と若干違うようなので教えてほしい。また、国保の関係での世帯数、またそれでこの一般会計繰入金を全世帯数で割ったら幾らになるのかとの質疑があり、理事者より、平成２０年４月１日現在の全世帯数が２万８８１４世帯で、このうち国保世帯は１万４１１７世帯、全体の約４９％になっている。また、１世帯当たりの負担額は１万８６８３円であるとの答弁がありました。

委員より、５１％が国保に入っていない世帯であるが、その方たちも国保の負担をしていただいているということで、一般会計からの繰入金が少しでも少なくなるように御努力をお願いしたいとの要望がありました。

また別の委員より、一般被保険者国民健康保険税の関係で、現年度保険税と介護納付金の現年課税分は前年に比べて、まず保険税は１１５７万円ほど減っていて、介護納付の方は逆に１２５５万円ほどふえている、そこの説明と、介護納付金は１人当たり幾らの負担増になったかを教えてほしい。

また、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金と高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の概略と、当市として努力をしたこと、その結果としての効果について説明してほしいとの質疑があり、理事者より、まず医療給付費分の調定額であるが、１９年度は１２億９５５万５５１８円、１８年度が１２億３２４６万２３６７円ということになり、その差額で２１９０万６８４９円の減額となっている。これは、主に被保険者数の減少などの説明のとおり、均等割の減少が主なものとなっている。

また、介護納付金分の保険税調定額であるが、１９年度が１億１７５２万９９７０円、１８年度が１億２２７万６６８円ということで、１５２５万９３０２円の増加となっている。これは平成１９年度に介護分の所得割、均等割の税制改正を行ったことによる増加である。それと、介護給付金１人当たりであるが、２７９６円の増である。また、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金と高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の概略であるが、後期高齢者医療制度の創設、前期高齢者の年金特別徴収、あるいは退職者医療制度の適用年齢の引き下げ等のシステムの改良である。また、高齢受

給者証の負担割合を凍結対策している。これに対応するためのシステム改良も行っている。

それと、この後期高齢者医療制度の広報の関係であるが、国からの通知もあり、特に非常にわかりづらいということで、小学校区単位で説明会等をなるべく実施するようにとの指導があり、当市では既に出前講座９回行った。また、町会等に積極的に出向く中で説明会を開いている。現在は、高齢者の制度自体の苦情は大分少なくなっているとの答弁がありました。

委員より、結局介護納付金の負担増、それから後期高齢者医療制度は国の責任であるけれども、その事前周知徹底が当市では努力をされたとは思うが、やはり市民の側から見れば必ずしも十分ではなかったという、そういう問題の多い決算内容であるので、反対であることを表明するとの意見がありました。

以上のような質疑、答弁のあと、審査中に反対の意見がありましたので、起立により採決をいたしましたところ、賛成多数により認定とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、８番奥富喜一君。

（８番　奥富喜一君登壇）

○８番（奥富喜一君）　議案第５６号、平成１９年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、日本共産党として反対討論を行います。

本特別会計決算は、当初予算において介護納付金分、現年課税分１億１０１８万７０００円は前年度比２００１万７０００円の増で、２２．２％の値上げをしたものです。これを収入済額で見ると前年比では約１２５５万円増となり、対前年比で１４．７％値上げと被保険者には大変な負担を強いるものでありました。

国民健康保険税を納付のない現年度収入未済件数は４万９８７８件と調定額の件数の２８．３％を占め、前年比２．９ポイントの増加、調定額２１億６６３２万６０００円、調定件数１７万６１３１件と前年より額で９９７６万４０００円、件数で１万２５件減少の中、収入未済については逆に金額で３２９７万３０００円、件数で１４９０件も増加しました。４年連続の医療費分値上げに続き介護納付金分値上げと負担増の連続で、納付したくてもできない被保険者が増加し続け、徴収の実が上がらない結果をもたらしています。

本来、国民健康保険税は国の責任で始められた社会保障制度であります。国民健康保険法４条に、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと国の義務規定し、国庫負担を義務化しています。ところが、国は１９８４年

に国保財政の根幹をなす国庫負担を医療費全体の４５％から３８．５％へ大幅に削減しました。福生市を初め地方自治体の国保財政の悪化はこの年から始まり、年々厳しいものとなっています。さらに医療費負担の面でも市民の負担が年々拡大され、国の施策の根本的改善が行われなければ、国保財政に限らず国民の健康保険制度そのものが今崩壊の危機に見舞われているというのが現状です。

国保の健全運営と、被保険者の命と暮らしを守るために国に対し国保の責任を追及し、国庫負担率を速やかに４５％に戻すことと、都に対しペナルティーをかけないよう強く働きかけることを市長にお願いするとともに、一般会計からの繰入金の増額を図り、これ以上の市民負担を続けるべきでないことを指摘いたします。

また、後期高齢者医療制度は国の責任に負うものが多いわけですが、事前の周知徹底に不十分であったこと、この問題の多い制度導入予算が含まれた決算であることもあわせ、このように市民いじめに終始した１９年度福生市国民健康保険特別会計決算について反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（原島貞夫君）　次に、賛成者、４番杉山行男君。

（４番　杉山行男君登壇）

○４番（杉山行男君）　御指名をいただきましたので、議案第５６号、平成１９年度福生市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、正和会を代表いたしまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険制度は、医療機関の窓口で被保険者証を出すと、医療費の一部を負担するだけで医者にかかれる制度であります。言い替えますと、日ごろからみんなでお金を出し合って病気やけがをしたときに備える助け合いの制度であります。

近年、高齢化や高度医療などにより医療費が右肩上がりでふえ続けております。国民健康保険特別会計は、本来その運営に必要な経費は国及び都補助金や国民健康保険税などでまかなわれるのが基本であります。我が市はもちろんのこと、多くの自治体が一般会計からの繰入金によって国保会計の財源不足を補っているのが実態であります。

我が国が誇る国民皆保険制度は、市民の皆様の命と健康を守る観点から持続させていかなければならない事業でありますので、やむを得ない措置として理解しているところでございます。しかし、加入者と加入者以外の市民との公平性から見て、適正な対策も講じずに一般会計からの繰出金を安易に投入することだけは避けなければならないと考えております。

その上で、平成１９年度福生市国民健康保険特別会計の決算を見てみますと、歳入決算額は約５７億５４８８万円、前年比５．６％の増加、金額では３億３９１万２０００円の増、一方歳出決算額は約５８億９３４８万円と前年比３億７４１６万８０００円の増であります。このことは歳出が歳入を大きく上回りました。

その中で、まず歳入でございますけれども、一般会計よりの繰入金は５億８０３４万３０００円、前年比１億６６９３万３００円と減少をしております。歳入の中の国民健康保険税は２１億６６３２万６６０３円、９９７６万４３８４円、４．４％の減

となっておりますが、収入済額では前年と比較して３２９７万３０５３円、２．１％増となっておりまして、国保税の収納率では７４．６％で前年より４．７ポイント増加をしております。

ふえた要因につきましては、１９年度介護分税率等の改正も影響がありますけれども、保険税電話催促及び収納専門員事業、タイヤロック、居宅等捜索、職員による夜間臨戸訪問等を行い、収納の強化に当たったということでございます。このような職員一丸となった全庁的な収納努力は一定の評価ができます。

次に、歳出ですが、歳出の主なものは歳出総額の６５．２％を占めております保険給付費、医療費でございますけれども、３８億４１６７万３５２２円、これは前年比２億３８７９万２３９０円、６．６％の増となっておりまして、毎月約２０００万円の医療費がふえたということになります。１８年度は2億９９６４万８０００円の増加でございました。２年続けて２億円以上の医療費が増大をしている、こういうことでございます。

医療給付費の増加につきましては、団塊の世代の方々の大量退職や国保加入者の高齢化、医療の高度化などが要因として上げられており、このことは市民の皆様にも御理解いただけるものと考えております。昨年度から実施されました訪問指導などの事業に一定の成果が見られてきているようでございまして、医療費の抑制につながる事業でありますので、期待いたしたいと思っております。

また、本年より開始されました後期高齢者医療制度の事前周知徹底につきましては、これは国の制度でありまして、国の責任であります。事前の周知徹底に不備があったということでありますけれども、我が市におきましては、十分努力をされたことと評価をできるものであります。

今後は、保険税収納率の向上対策や、医療費の適正化対策、これらを推進していただきまして、繰入金等のバランスにも考慮され、負担軽減に配慮した健全運営に努力されることを期待いたします。

国民健康保険の健全な運営に当たりましては、市民の皆様に十分理解していただけるよう御努力をお願いいたしまして、平成１９年度福生市国民健康保険特別会計につきまして、委員長報告に賛成し、認定に賛成の立場からの討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（原島貞夫君）　以上で討論を終わります。

これより議案第５６号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君）　起立多数であります。よって、議案第５６号は委員長の報告のとおり認定されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　日程第１３、議案第５７号、平成１９年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長　阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君）　それでは、議案第５７号、平成１９年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、国都支払基金返還金について、内容について詳しく説明してほしいとの質疑があり、理事者より、国都支払基金返還金であるが、これは平成１８年度精算分である。都支出金精算返還金は、１８年度の交付金が２億２５５１万３７５９円、これに対し支出金は２億２３１万１９８２円、その差額が３２０万１７７７円で返還金になる。支払基金への返還金は医療費分２４６０万６３９５円と、審査支払手数料返還金分の３１万８０６円の合算である。支払基金は１８年度の交付金が１７億６９９８万４０００円、それに対し支出額が１７億４５３７万７６０５円である。その差額２４６０万６３９５円が返還金となる。これと同じく支払審査手数料の方は交付金が１６１０万６０００円、支出額が１５７９万６１９４円である。３１万８０６円が超過したことに伴う返還金になる。次に、国庫支出については不足が生じたことにより歳入の方に内容は掲載されている。医療費負担金の過年度分、医療費負担金精算分１７２０万５４３６円が不足をしたので、追加交付となったものであるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁のあと、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第５７号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第５７号は委員長の報告のとおり認定されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　日程第１４、議案第５８号、平成１９年度福生市介護保険特

別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長　阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君）　それでは、議案第５８号、平成１９年度福生市介護保険特別会計決算認定について審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、主治医意見書作成委託料、これは介護認定のときに添付するものですが、前年から減っているが、１８年度、１９年度の認定申請書の件数と枚数はどのくらいかとの質疑があり、理事者より、まず主治医意見書の単価は在宅者の新規分が５２５０円、在宅者の継続分が４２００円、施設入所者が３２５０円となっているが、１８年度の件数は新規分が３３８件、継続分が１２０５件、施設入所者分が２３９件、合計１７８２件、７５８万８３５０円となっている。１９年度は新規分が３９６件、継続分が１０６４件、施設入所者分が１４４件、合計１６０４件、７００万１１５０円となっている。１８年度に比較して減っているのは、更新申請等において期間が以前は１２カ月だったのが、状態に変化がない場合は２４カ月で更新するようになったこと等によるものであるとの答弁がありました。

別の委員より、収入未済額と不納欠損額がやや昨年に比べると伸びてきているなという感じがする。この対象者となるのは恐らく普通徴収の方ではないかと思うが、今後どのようにしていくのかとの質疑があり、理事者より、確かに今回不納欠損額が６４６万３６８５円で、１８年度が５４５万８０００円、１７年度が４７３万６２００円なので年々不納欠損額がふえている。収入未済額についてもやはり同様に前年度が２６００万円、その前が１９００万円で収入未済額についてもふえている。滞納対策は年に３回の夜間の収納率向上対策本部を設け、臨戸訪問を行っている。また高齢者の中にはなかなかこの介護保険制度自体を理解していないことでの質問も多いので、介護保険係と一緒に臨戸訪問を行った。１９年度では９月６日から１５日までの９日間の間に回り、１９５件訪問した。納付の難しい状況については、収入自体が少ないケース、制度自体が納得できず子どもに面倒を見てもらうので介護保険は使わないとおっしゃるケースなどある。また、介護保険料が高いというケースもある。ケースにより分割納付を進めたり、制度の説明をもう一度丁寧に行うなどしているとの答弁がありました。

別の委員より、介護予防サービス等給付費で前年が４０１２万５２５８円に対して６５０９万６４４８円と大幅な拡大があり、不用額も大きな金額であるが、説明してほしいとの質疑があり、理事者より、介護保険事業計画第３期は初めて介護予防の考え方が反映された事業計画である。平成１９年度は事業計画の２年目に当たり、１８年度の決算前に予算編成をしなければならないので、計画どおりに介護サービス等給付費と介護予防サービス等給付費の合計額を１００％とした場合、介護サービス等給付費と介護予防サービス等給付費の割合を８７．６％と１２．４５％の割合で作成し

た。１９年度の決算額は、介護サービス給付費が２１億９８９１万６５１７円で９７．１％、介護予防サービス給付費が６５０９万６４４８円で２．９％の割合となり、全国的な結果でもあるが、介護予防サービス等給付費が計画に沿って推移しなかった。これは予防給付の対象の特定高齢者の認定者数がシステム上の問題もあり伸びなかったことが原因と考えている。しかし、システムを見直したこともあり認定者数に伸びが見られているので、今後は介護予防の制度が徐々に浸透していくと見ているとの答弁がありました。

別の委員より、先ほどの臨戸訪問の件で介護保険料の滞納の理由として三つほど上げていたが、収入が少ないからだとか、制度自体に納得がいかないということがあって、確かにＰＲ不足という意味ではなくなってきていると思う。この介護保険に対する制度の方は大体わかっているのではないかと理解できるが、それでもこうやって滞納している人がいる。先ほど給付制限しているケースはゼロということであったが、滞納している場合の措置としては何種類かあったと思うが、少し説明してほしいとの質疑がありました。

理事者より、１年以上滞納していると費用の全額を一たん利用者の方に負担していただき、申請により後ほど保険給付分の９割が支払われるという方法になる。１年６カ月以上滞納している方が介護保険を申請され認定されると、保険給付の一部、または全部が一時差し止めとなる。差し止めた分から滞納保険料を控除して払っていただくことで、その給付制限が解除されることになっている。２年以上介護保険料を滞納されると、利用者負担が１割から３割に引き上げられたり、高額介護サービス等が受けられなくなるというようなことになっているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁のあと、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第５８号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第５８号は委員長の報告のとおり認定されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　次に、日程第１５、議案第５９号、平成１９年度福生市下水

道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長　乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君）　御指名をいただきましたので、議案第５９号、平成１９年度福生市下水道事業会計決算認定につきまして、審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、雑入の多摩川上流雨水幹線青梅市協力金について、何年間か継続して入ってきていると思うが、同じ金額なのかとの質疑がありました。また、歳出の総務費維持管理費の管渠清掃委託料の管渠調査委託料について、６２４８メートルと１２４７メートルとのことだが、平成１９年度は全体の中の何％ぐらいに相当したものか、何年ぐらい続く事業計画で、調査委託が終わったら不備なところはどうするのか概略を教えてほしいとの質疑がありました。

理事者より、多摩川上流雨水幹線事業について、平成１１年９月３０日に青梅市と多摩川上流雨水幹線の建設に伴う協力金に関する協定書を締結し、平成１１年度から平成４２年度までの市債の元金、利子及び一般財源のすべてを青梅市が負担することになった。全体の額は３億２５４８万６０９７円で、この金額の増減は最高額が平成１８年度の１７１３万６４６６円、最低額は平成４２年、最終年度の８４万１９２０円であるとの答弁がありました。また管渠清掃委託の件について、全体で汚水管が１５万２７６４メートル、雨水管が６万８５４０メートル、合計で２２万１３０４メートルなので、平成１９年度分は約３．３％になる。この調査については毎年予算の範囲内で計画的に実施をしており、その中で不備な分があったら翌年度に直していくことになっているとの答弁がありました。

さらに委員より、管渠調査委託料が全体の３．３％ということだと、このペースでやると一通り終わるのに３０年ぐらいかかる。この汚水管とか雨水管というのはどれくらいの耐用年数があるものかとの質疑がありました。

理事者より、管の耐用年数はいろいろな条件によっても変わってくると思うが、５０年と見ている。汚水管は昭和４８年から整備をしてきたので３５年経過しており、今財政が厳しいが、部分的に悪くなっているところを改修するという形でやっているので、その範囲で対応したいと思っている。これまで１０年調査をしていて一回りはしているという状況であり、今後も引き続いていくということであるとの答弁がありました。

他の委員より、最近ゲリラ豪雨が結構多かったが、どの程度のゲリラ豪雨のときにどの程度の対応ができるのか、また雨水ます浸透施設事業費について、平成１１年度から平成１９年度まで見ると平成１９年度は非常に減っている。当初７１個が２４個に減っているが、その具体的な傾向について教えてほしい。それと、最近では雨水をタンクに貯蔵して庭とかに散水するなどいろいろな機器もふえているが、そういう対

応をされている個人宅とか情報はつかんでいるかとの質疑がありました。

理事者より、ゲリラ豪雨の対応について、基本的に雨水管については時間５０ミリを想定して管を埋設している。雨水ます浸透施設設置事業費の関係について、ここ数年少ない助成額になっている。これについては年に２回広報等によって市民にＰＲ等を行っているが、当初のＰＲによって設置してくれたものから大分減ってきた。今後ともさらなるＰＲ等行って助成対象がふえればよいと考えている。また貯留槽の関係だと思うが、そちらについては市内の何世帯が利用しているかという情報まではつかんでいない。ただ２６市で見るとこの貯留槽について８市で実施しているとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第５９号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第５９号は委員長の報告のとおり認定されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　日程第１６、議案第６０号、平成１９年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長　乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君）　御指名をいただきましたので、議案第６０号、平成１９年度福生市受託水道事業会計決算認定につきまして、審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、漏水調査委託料について本町、志茂、北田園とのことだが、それが修繕８３箇所になるのか、漏水の状況について教えてほしい。それと、サービスセンターのことのついてこの間ＰＲと周知、問い合せ等の問題等があったかどうかとの質疑がありました。

理事者より、漏水調査委託料について、福生市内を東京都が３８分割しており、毎年５区画ないし６区画を音聴調査しており、漏水の発見に当たっているが、今年度はたまたま２０カ所発見されてそれを修繕している。修繕の８３カ所分については道路上が１３箇所、宅地内が７０箇所でありいずれも大きな漏水ではなかった。

サービスセンターについて、４月１日より東京都へ業務が一部移行されたが、今のところ大きな問題もなくスムーズに移行されていると思っている。ただ、年度当初料金を納めるために現在の水道事務所や会計課に来庁される方が週１０人ほどいたが、７月以降ほとんどない。市民への周知もかなり徹底できたのではないかと自負しているが、これからもＰＲに努めていきたいとの答弁がありました。

他の委員より、配水管、導水管、消火栓、制水弁、空気弁の修理件数についてと耐用年数を教えてほしい。またこれらの部材について、以前は全部国内産で賄っていると聞いたが、今年度も全部国内産の部材なのか、それと大型のトラックの通行による被害についてどのようにとらえているのかとの質疑がありました。

理事者より、月別修理件数について、そのものが悪くなって修理を行うということではなく、舗装の打ち替えなどのときに制水弁や減圧弁をかさ上げしたりする形での修理件数になっており、実際には消火栓などもちょっと壊れて修理したというのもあるが、８割方がそのような形での修理件数である。

耐用年数について、現在使われている配水管のダグタイルの鋳鉄管はおおむね５０年と言われており、これにつながっているものなのでそのように御理解いただければと思う。また、部材について東京都の水道局に聞いたところ、現在も国内産を使用しているとのことである。また、大型トラックなどによる影響について、幹線道路については歩道内に埋設しているので、そう極端に差は出てこないと思っているとの答弁がありました。

別の委員より、漏水の率は大体どれくらい見込んでいるのか、平成１９年度と１８年度特別変わったことがないか、２３区と比べて三多摩とどうなのか、またその計算の仕方についても教えてほしいとの質疑がありました。

理事者より、漏水の出し方は年間総排水量から年間有収水量を差し引いて、それの率で割り出したものである。漏水の率は、平成１８年度が９．４％、平成１９年度が８．０％である。都内は平成１８年度分は東京都全体として３．６％、多摩部においては確認していないとの答弁がありました。

さらに他の委員から、東京都全体で３．６％のところが９．４％とか８％あるということは、この差はまさに三多摩格差そのものか、要は整備が若干遅れているというか、補修が遅れているというふうに見ていいのかとの質疑がありました。

理事者より、なかなか難しい質問だが、確かに今まで都内に比べて古い管といわれている経年管の整備が三多摩においては遅れていた。経年管というと鋳鉄管そのものだが、鋳鉄管だとどうしても漏水や濁りが多く出るということで、近年ダクタイル鋳鉄管に替えている。福生市においても今年度、平和橋の近くの引き込み線の横断を１０メートルほどやっているが、それが終わればすべてダクタイル鋳鉄管ということに

なるとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第６０号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第６０号は委員長の報告のとおり認定されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　日程第１７、議案第６１号、福生市民会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長　田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君）　御指名をいただきましたので、議案第６１号、福生市民会館の指定管理者の指定につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、共立・日立共同事業体に指定管理者を指定するということだが、これまでやってきた大ホールでの主催事業は今後どのように計画され、またその結果に対しての評価や要望といったものは行われるのか。また、館内にレストランがあるが、これはどうなるのかとの質疑があり、理事者より、指定管理者が行う市民会館の主催事業であるが、福生市の市民会館の大切な事業として位置づけ、その中で５公演が大きな事業として予定されており、この公演の中身は市民の方のアンケートやリサーチを中心に行うと聞いている。また「レストラン福生」についてであるが、指定管理者になった場合、提案によると現在の経営者とも十分協議し、市民の方がいつでも利用できる状況を考えながら協議をしていくという内容であるとの答弁があり、別の委員より、市民会館の業務を指定管理者に委託するということだが、建物管理と大ホールから小ホールの管理、運営、貸し出し業務も委託するということは、維持管理も含めてということで、そうなると公民館の主催事業とか駐車場の問題も出てくるわけで、市民会館と公民館の関係はどうなるのか、公民館の部分の職員の事務所はどうなるか教

えていただきたいとの質疑があり、理事者より、公民館の主催事業は今までと全く変わらず、申し込みも同じように市民会館の一部と集会室を使用することになるが、事務所だけはさくら会館内に移す予定である。指定管理者が行う業務の範囲については、現在市民会館の公民館の管理係が行っている業務をすべてお願いするという形になる。窓口の受付、申請から許可まで、それと主催事業については指定管理者にやっていただくことになっている。駐車場についても引き続き行っていただくことになっている。ただ、今後の利用状況によって、例えば有料化などという形になった場合、その都度協議していく形になっているという答弁があり、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、９番阿南育子君。

（９番　阿南育子君登壇）

○９番（阿南育子君）　御指名をいただきましたので、議案第６１号、福生市民会館の指定管理者の指定について、反対の立場から、今回は市民派未来クラブの代表としてではなく、生活者ネットワーク阿南育子として反対討論をさせていただきます。

指定管理者導入の目的は、経費削減はもとより市民サービスの向上にあるはずです。この市民会館の場合、何をもって市民サービスの向上と見るか、この場所の持つ性格上、単純に事業展開がうまくいって収益が上がるかどうかということではないはずです。例えば、図書館などは指定管理者導入に向かない施設であると言われています。

山中湖情報創造館のように、そもそもこの地域の情報をデジタル化して残していく研究会が誕生し、そのＮＰＯと一緒になって村が図書館を備えた情報館づくりを取り組み、ＮＰＯが指定管理者となって運営を担っているという例もあるようですが、例えば福生の図書館ならば福生市にまつわる情報を収集し、福生で発信される出版物、広報物を集めるなど福生というまちにこだわって情報を集めるということが大きな業務になっていて、ほかの自治体では福生のものは集めてくれないわけですので、そういったことが本の貸し出し業務と並んで公立図書館が存在する大きな意味と言えます。そういう福生というまちにこだわり続けることは行政がきちんと担って、公平に、継続性を持って進めていくべきであるといったことから、指定管理者には向かない施設だと言われています。

しかし、北海道の美唄市にあります廃校の小学校を利用した美術館は、市民を中心とする美術を愛好し、造形も深いメンバーがＮＰＯを立ち上げて指定管理者を担っています。おととし視察させていただきましたが、建物の状態から作品の取り扱い、企

画や作品の見せ方といったことまで専門性を持つことと、またまちにゆかりのある作者への思いがあることを併せ持つものでなければこの運営はできない、行政にはできないことであると自負を持って担っていらっしゃいました。訪れる方が作品と建物と自然との融合を楽しみ、ゆったりとした気持ちのいい時間を過ごすことができるか、また御近所の方たちにとってどこまで身近に使える施設にするか、心を砕いて経営が成り立つかどうかとのせめぎ合いに葛藤しながら取り組んでいらっしゃいました。この葛藤があるかないか、これが市民サービスの向上の方向性を間違えないポイントではないかと思います。

先ほどの山中湖情報創造館や美唄の美術館のように、その場所の持つ、その地域にとっての意味や、周辺環境、そのときの状況によって指定管理者を導入するかどうかは決まるはずで、その施設の持つ固有の意味合いや地域的な歴史、目指すべき目的は何かといったことがどういった主体に担ってもらおうかという選択のときの視点に影響していくのだと思います。

公共施設は公共が担いなさいというところから、地方分権時代にふさわしく、そのまち、そのまちの状況で考えていいですよというのがこの指定管理者制度ができたことでできるようになったことのはずで、そのまちの裁量が問われるということではないでしょうか。図書館だったら指定管理者じゃだめと全国一律に考えるのではなく、山中湖のようにその地域性や主体がいるかどうかなどの環境を見極めて決めてこそこの制度が生きるものだと考えます。

今回の指定管理者の選定では、この地域性ということがどこまで重要視されたのでしょうか。先週行われました総務文教委員会を傍聴させていただきましたが、そこで提出された資料を見ますと、指定管理者の候補者が６団体あって、評価項目とその点数が一次審査、二次審査と表になっていますが、これを見ると、項目の中に「福生の市民活動を含めた文化・芸術の理解」というか、そういった項目はありません。この福生の市民会館と公民館が一体化された建物で、お互いの活動を補完し合い、刺激し合って発展してきた福生のまさに独自性への選定審査会自体の評価はどうなっているのでしょうか。そのことを評価せずにこの福生の市民会館が担える団体を選ぶことができるのでしょうか。

先ほどお話した美唄市の美術館のように、その施設の持つ意味と経営との間に立って、福生の市民のために悩んで、葛藤して、道を導き出すということをどこまで担ってもらえるのでしょうか。

また、この表を見ると、今回提案されている団体が一次審査から二次審査でかなり点数を上げてきたというようにもとれるのですが、これはその団体の全体の力というよりもプレゼンテーションではないのですか。しかも収支計画、管理運営の効率化という項目ではかなりの点数差が出ているのに、収入増加の方策では横並び、同じ点数になっています。これは、やってみないと収益事業だってどうなるかわかりませんということではないのでしょうか。つまり、違いはどこの団体も大してなかったということではないのでしょうか。

また、総務文教委員会の中では、公民館の管理はさくら会館から行うといったことが提案されていることがわかりました。全く今までのことを知らない人たちが占領して、今までの人は追い出される格好になるわけなのですが、それで今までの満足以上のサービスの向上ができるのでしょうか。

それから、やはり総務文教委員会のときの資料で、職員の配置についてどのように変わるのかという表が載っていますが、特に舞台業務について、現在は専門の業者に委託をして４名の方が従事されていますが、指定管理者予定者の提案では、舞台業務の担当者は２名で、あとはアルバイト等でまかなうとなっています。

私も実際に娘が高校生だったころに、娘が所属しておりました吹奏楽部が八王子市の市民会館の大ホールをお借りして演奏会を行うということで舞台打ち合せに同行させてもらったことがありますが、専門用語が飛び交い、本当に細かなところまでかかわるスタッフが全員高校生に付き合って打ち合わせをしていきます。そして、当日は主催者側のスタッフと一体となって付帯技術を担っていく、これは本当に専門性の必要な仕事ですし、さらにその使う団体によっては教育的配慮も必要になってくるといったこともあります。現在の委託業者は、そういった部分での評価が高いと聞いていますが、半分が非常勤になってしまって、その技術力は確保できるのでしょうか。疑問がたくさんわいてきます。この選び方では、市民サービスの向上が図れる団体を選ぶことができるかどうか非常に疑問である、これが反対する理由の一つ目です。

もう１点については、市民と行政の協働を進めてきた福生市にありながら、市の主体的な動きを察知して、公共の担い手として市民に登場する機会を提供するという視点はなかったのかということです。「地域力、市民力で安心と共生のまちをつくる」これは私が初めての選挙に臨んだときの生活者ネットワークのスローガンですが、地域の力、市民の力を具体的に行政の仕事の担い手として分担していく、そうすることで行政のスリム化とともに透明性を高め、市民自治を進めることは社会的にも地方分権が叫ばれ、改革が行われてきていますが、世の中の流れであると考えます。

しかしながら、市民のタイミングと行政側がやってほしいことのタイミングが合うことというのは意外に難しいのではないでしょうか。だからこそ、今回のようなこうしたチャンスを見逃してほしくないのです。新しい試みをして失敗しても成功してもみんなそのかかわった団体が経験を積むことになります。だれに、どこに経験をしてもらいたいのか、力の蓄積をしてもらいたいのか、私は市民がかかわることに決意したときがチャンスであるし、やってみて、どうしてもだめだったら見直しの時期があるわけですので、そこできちんと見直しをする、評価をする、そうしたことの積み重ねで地域力、市民力もアップしていくはずと考えます。

一番情報を持っているはずの担当の部長はその選定審査会に入れないわけですので、手を挙げてきた団体の一つ一つの特性や力量を図り、一番福生市に合うであろう団体を選ぶのは本当に大変なことだと思います。しかし、福生のまちのグランドデザインを持って当たるべき重要な選定であると認識をしっかり持てば、選択の視点がもっと変わってくるのではないでしょうか。

現在、第４次基本構想づくりが進められていますが、現在も第３期修正後期基本計画のただ中にあり、同時進行しているわけです。その計画書の中には、例えば地方分権の推進の項に「市民の自主的な活動や地域を基盤とした活動をはじめ行政全般にわたる市民参加を一層促進し、市民と行政が一体となったまちづくりの推進が求められている」と書かれているように、随所に市民を主体とする行政との協働、一体化という視点がうたわれています。

もちろん全部長はこのことを十分に理解し、推進しようとする立場のはずですので、指定管理者の選定に当たって、担当の部長がいなくても本来ならば協働を進める視点は大事にされるべきだと思います。今回のこの選定に当たっては、市民との協働の視点が欠けていると言わざるを得ないという点でも賛成することはできません。

以上のような理由で、この市民会館の指定管理者指定について反対を表明し、討論とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　次に、反対者、８番奥富喜一君。

（８番　奥富喜一君登壇）

○８番（奥富喜一君）　議案第６１号、福生市民会館の指定管理者の指定について、日本共産党として反対討論を行います。

指定管理者制度は、委託を代行に変え、これまで地方公共団体の管理権限のもとに受託者が行ってきた管理や運営を指定管理者が代行できる、これまで市長の権限だった使用許可権限が指定管理者に与えられる、管理者主体をこれまで公共団体、公共的団体、公共団体の出資法人、いわゆる第３セクターに限っていたものを株式会社などの民間営利会社にまで拡大するなどがその特徴と言えます。

今回、指定を予定している共立・日立共同事業体の代表者は株式会社共立です。株式会社などの民間営利団体の最大の目標は、言うまでもなく企業利益を追求することにあり、企業の社会的責任は二次的となりがちであることは、近年法令遵守とかコンプライアンスがよく話題となっているところです。

港区で高校生のエレベーター圧死事故は、エレベーターの保守点検を非常に安くたたいたことが事故を起こした原因でした。公の施設の設置趣旨に従い、利用料を安く設定することにすると、もうけを上乗せした利用料金を安く設定するためには、従事する労働者の賃金を安く抑える必要が生じます。そのため労働者の身分、労働条件は著しく不安定なものにならざるを得ませんし、職員の専門性の後退を招きます。またサービスの切り捨て、後退を招きます。そうしないためと逆に利用料金を高くする危険が生じます。

近隣他市の例では、指定管理者になった途端大幅に利用料が値上がりしたなどの例もあり、危惧されるところです。また指定管理者には毎年事業告書として業務の実施状況、利用状況、料金収入の実績などの提出が義務付けられていますが、議会への報告義務はありませんし、今回の契約期限も５年間と長期です。腐敗、不正の温床になることが危惧されます。指定管理者に対してはお金の出し入れの監査を行うことはできますが、業務そのものについては監査の対象にならないとされています。したがっ

て、適正、公平な業務運営の的確なチェックはできません。福生市民会館管理運営業務基準を作成しているが、こうした問題について明確な補償体制が整っているとは認めがたいものです。

さらに、市民会館に附属する施設である駐車場利用の問題です。契約期限が５年間と長期でもあり、その間、駐車場の有料化などが実施される場合、市民会館と公民館が同居しているため、これを明確に区別管理する手法上の何点という重要な問題等が残されたままです。こうした問題にいまだ明確に解決が与えられないまま、今は無料だからとの見切り発車は将来に必ず禍根を残します。

また、指定管理者導入のため公民館事務所をさくら会館に移すという事実が明らかになりました。公民館職員と公民館利用者、市民との親密、緊密に交流、接触することによる支援等の事業に支障を来すことが明白です。サービスの低下、利便性が犠牲とされた最初の実例と言えます。

以上の理由から、利用者、市民の立場として納得できません。したがって、福生市民会館の指定管理者の指定に対し反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（原島貞夫君）　以上で討論を終わります。

これより議案第６１号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君）　起立多数であります。よって、議案第６１号は委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　２時１５分まで休憩といたします。

午後２時４分　休憩

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後２時１５分　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１８、議案第６２号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長　田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君）　御指名をいただきましたので、議案第６２号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、熊川と福生の地域体育館はＮＰＯ法人福生市体育協会が応募しているが、

今回初めて指定管理者の応募で、不慣れな部分や審査項目の事業実績ゼロということで管理者になれなかったが、地元のＮＰＯ法人を育てるという視点がなかったのかとの質疑があり、理事者より、指定管理制度の法改正があった経過から、公の施設に指定管理者制度を導入するわけで、サービスの向上が第一、それと経費の節減が目的となっているが、スポーツ関連施設、貸しホール的な施設に対し民間の力が大分強くなってきたということで、公共だけでやるだけのものではなくなったということからも非常に適しているということで、今回、指定管理者として選定して対象とした。また、育てるということで地元の方の育成は大事に考えている。ただ今回、サービスの向上、経費の節減を指定管理者制度導入の第一前提と考えたということで、ただし、指定管理者導入後さまざまな事業で連携、協力する場面があるので、その辺のところは協定の中でしっかり盛り込んでおき、今後提携、協力していけるのではないかと考えているとの答弁があり、別の委員より、同じことなのですが、福生市のＮＰＯ法人は地元の福生市民が一番かかわりのある団体であるが、はなから公募と決めたのか、その最初の段階のことを伺いたい。理事者より、公募、非公募の問題ですけれども、方針として行政改革推進部の中で公募と決まり、公募という形をとらせていただいた。これについては、一つには確かに競争原理というものが優先された点があるが、体協そのものはＮＰＯ法人して脱皮をし、頑張っていこうという思いも持っていて、市とまさに協同でさまざまな行事をやっていただける大事な団体であり、育てていくということも非常に重要であるので、今後いつになるか決まってはいないが、指定管理をどうすべきかという点もあり、十分検討していきたいと思っているという答弁があり、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、８番奥富喜一君。

（８番　奥富喜一君登壇）

○８番（奥富喜一君）　議案第６２号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者について、日本共産党として反対討論を行います。

市民サービスの向上という点から見ると、利用者、市民が主役であること、利用者の利用上の不便が生じてはならないこと、従前からの利用慣行の踏襲、尊重、そのことによる利便性の向上の保障、利用者の団体と指定管理者との運営協議の場が設けられることの保障などが必要条件と言えます。

しかし、指定管理者が行う管理運営業務の基準を見ると、２、管理運営に関する基本的な考え方には、（４）常に利用者の立場に立った運営を行い、意見や要望を反映さ

せることとはなっていますが、利用者や利用者団体の意見を聞くための具体的な常設機関の規定はなく、理念上の問題として抽象的に扱われてしまっています。実効性が疑問視されるところです。

また、管理運営経費の節減の観点からいえば、２館合わせて年間８００万余円の節約、５年間で３８００万余円の節約ということですから、それほどの節約効果とも言えません。

地域体育館という地域密着型の運営からいえば、経営ノウハウよりも熊川、福生地域体育館指定管理者企業体のような地域から生まれた事業体と共同連携で運営などの選択肢がありました。

今回、指定を予定しているのはシンコースポーツ・山武共同事業体、代表者はシンコースポーツ株式会社です。議案第６１号のほぼ繰り返しになりますが、株式会社などの民間営利団体の最大の目標は、言うまでもなく企業利益を追求することにあり、企業の社会的責任は二次的となりがちであることは、近年法令遵守とかコンプライアンスがよく話題となっているところです。

公の施設の設置趣旨に従い、利用料を安く設定することにするともうけを上乗せした利用料金を安く設定するためには、逆に従事する労働者の賃金を安く抑える必要が生じます。そのため労働者の身分、労働条件は著しく不安定なものにならざるを得ません。またサービスの切り捨て、後退を招きます。そうしないためと逆に利用料金を高くする危険が生じます。

近隣他市の例では、指定管理者になったとたん大幅に利用料が値上げしたなどの例もあり、危惧されるところです。また、指定管理者には毎年事業報告書として業務の実施状況、利用状況、料金収入の実績などの提出が義務付けられていますが、議会への報告義務はありませんし、今回の契約期限も５年間と長期です。腐敗、不正の温床になることが危惧されます。指定管理者に対しては、お金の出し入れの監査を行うことはできますが、業務そのものについては監査の対象にならないとされています。したがって、適正、公平な業務運営の的確なチェックはできません。指定管理者が行う管理運営業務の基準を作成しているが、こうした問題について保障体制が十分整っているとは認めがたいものです。

さらに、子どもたちの緩やかな居場所確保の問題などは全く基準に盛り込まれていませんので、指定管理者の管理のもとでは排除の対象にしかなりません。公共機関としての多面的な機能が果たせなくなる証左の一例です。

以上の理由から、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者に対し反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（原島貞夫君）　以上で討論を終わります。

これより議案第６２号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君）　起立多数であります。よって、議案第６２号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　日程第１９、請願第２０－１号、地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を提出することを求める請願書を議題といたします。

本件については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長　乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君）　御指名をいただきましたので、請願第２０－１号、地方消費者行政の抜本的充実に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を提出することを求める請願書につきまして、審査報告をさせていただきます。

委員より、本会議の中での紹介議員の趣旨説明並びに質疑でもあったように、地元での消費者相談の件数が多いとか少ないとかいうことはさておき、窓口が地域にあればあるほど相談はふえてくるものだと思っている。

実感として、各地域を回っていると非常に悪質な詐欺まがいのことも含めて、請願書にも書いているような被害が特に高齢者の方、あるいは生活弱者と言われているなかなか自分で判断がつかないような方も含めて大きな被害に合っているということから考えると、請願趣旨の消費者相談窓口の迅速かつ適切なあっせん処理ができるように消費生活センターの設置、その他法整備をするということと、地方の消費者行政の体制、人員、予算を抜本的に拡充していくということは必要なことではないかと思うので、速やかに採択をしていただく方向で協議いただきたいとの意見がありました。

他の委員より、最近新種の詐欺まがいの中で、インターネットでの何とかサイトを見たとか、非常にしつこくテレビ画面を占領するような新手の被害がある。だから、そういう被害などにも対応できるような、もう少しＩＴとかの文言が盛り込まれるような部分がほしいと思うが、採択する方向でお願いしたいとの意見が出されました。

以上のような意見のあと、お諮りいたしましたところ全員異議なく、採択することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

これより請願第２０－１号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、請願第２０－１号は委員長の報告のとおり採択されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　日程第２０、陳情第２０－９号、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長　乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君）　御指名をいただきましたので、陳情第２０－９号、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情書につきまして、審査報告をさせていただきます。

委員より、働き手が経営に参加するという新しい形態で、国においても超党派で数百人の議員さんが賛同してこの通常国会等で法制化していこうという動きだと伺っており、やはりそれだけ大事な新しい企業なり会社のあり方、働き方が求められている時代になってきたのかなと感じている。

また、この形態をとっているところが当市においても指定管理者として児童館等の指定管理者の業務をやっているということから、先々この法制化が進んでいくと、地域で今まで経営の担い手になり得なかった働き手が積極的に社会参加していくという形になるのではないかという意味合いからいって、非常に強い関心を持ってみている。

そこで、この趣旨等を十分に理解し、積極的に国に働きかけて、法制化につながるような形をとった方がいいのではないか、できれば採択する方向で速やかに結論を出した方がいいのではないかとの意見が出されました。

以上のような意見のあと、お諮りいたしましたところ全員異議なく、採択することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

これより陳情第２０－９号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、陳情第２０－９号は委員長

の報告のとおり採択されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　日程第２１、議案第６３号、福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　御指名をいただきましたので、議案第６３号、福生市教育委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。

福生市教育委員会委員のうち、長谷川貞夫委員長が本年９月３０日をもちまして任期満了となります。長谷川委員長におかれましては、平成１２年１０月に就任以来、豊富な知識と経験を生かされ、熱心に教育行政の推進に御尽力をいただいております。

ここで２期目の任期がまいりますが、私といたしましては、引き続き教育委員会委員として長谷川委員長に御活躍をいただきたいと考え、議会の御同意をいただきたく本議案を御提案申し上げた次第でございます。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付しておりますので、御高覧いただきたいと存じます。

なお、履歴にもございますが、政党の所属はございません。

御審議を賜りまして、御同意くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第６３号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第６３号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第６３号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第６３号は原案のとおり同意されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　次に、日程第２２、議案第６４号、福生市固定資産評価委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　御指名をいただきましたので、議案第６４号、福生市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由の説明を申し上げます。

現在、福生市固定資産評価審査委員会委員として務められておられます三澤敏雄委員並びに川村英通委員が本年９月３０日をもちまして任期満了となります。お二人におかれましては、平成１１年１０月に就任以来、３期９年間、豊富な知識と経験を生かされ、税務行政の推進に御尽力をいただいておりました。

このたびの任期満了に伴いまして、私といたしましては、引き続きお二人に固定資産評価審査委員会委員として御活躍をいただきたいと思っておりましたが、後進に道を譲りたいとの考えから辞意が硬く、お受けすることにいたしました。

つきましては、その後任の委員のお一人といたしまして、竹田商店を経営されながら拝島駅南口駅前地区まちづくり協議会運営委員をされております竹田良昭氏に新たに御活躍いただきたいと考え、議会の御同意をいただきたく本議案を御提案申し上げた次第でございます。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

御審議を賜りまして、御同意をいただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第６４号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第６４号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第６４号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第６４号は原案のとおり同意されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　次に、日程第２３、議案第６５号、福生市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　御指名をいただきましたので、議案第６５号、福生市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第６４号の際にも申し上げましたが、現在、福生市固定資産評価審査委員会委員として務められております三澤敏雄委員並びに川村英通委員が本年９月３０日をもちまして任期満了となります。お二人におかれましては、平成１１年１０月に就任以来、３期９年間、豊富な知識と経験を生かされ、税務行政の推進に御尽力をいただいておりました。

このたびの任期満了に伴いまして、その後任の委員のお一人といたしまして、国立市在住で、市内で税理士をされながら福生市商工会幹事、東京税理士会青梅支部長をされております加藤眞司氏に新たに御活躍いただきたいと考え、議会の御同意をいただきたく本議案を御提案申し上げた次第でございます。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

御審議を賜りまして、御同意をいただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第６５号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第６５号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第６５号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第６５号は原案のとおり同意されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　次に、日程第２４、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　御指名をいただきましたので、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たりましては、人権擁護委員法第６条の規定により議会の御意見を拝聴いたしまして、法務大臣に推薦いたすことになっております。

当市には３名の人権擁護委員の方がおられるわけでございますが、委員のうち石川好男氏におかれましては、平成２１年３月３１日をもって３年の任期がまいります。

石川委員におかれましては、現在２期目の任期をお務めいただいており、人格、識見ともすぐれた方でございます。また現在、福生市国民健康保険運営協議会委員等々としても活躍され、私といたしましては引き続き人権擁護委員として御活躍をいただきたく、ここに再び推薦申し上げ、本議案を提案いたした次第でございます。

なお、履歴につきましてはお手元に添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

また、議会の御答申をいただきましたならば、早速法務大臣にその旨推薦申し上げたいと存じます。

御審議を賜りまして、御答申いただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております諮問第１号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、諮問第１号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより諮問第１号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、諮問どおり異議ない旨を答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、諮問第１号は諮問どおり異議ない旨を答申することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　日程第２５、議員提出議案第６号、地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設環境委員長　乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君）　御指名をいただきましたので、議員提出議案第６号、地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

近年、多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化しています。さらに各

種詐欺商法もＩＴ技術を悪用するなど被害が後を絶たない状況にあります。消費者被害相談の多くは、全国の消費生活センターに寄せられており、その件数は平成７年度に比べ平成１８年度は４倍ほどに増大しています。

しかしながら、自治体の地方消費者行政予算は、平成７年度には全国で２００億円だったものが平成１９年度は全国で１０８億円に落ち込むなど、大幅に削減されています。そのため地方消費者行政の経済環境は厳しさを増しており、数多くの問題を抱えています。

国は、消費者庁の設置などの政策を検討していますが、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠であります。この時期をとらえ市民、消費者の不安を１日でも早く解消すべく、この意見書にあります事項につきまして、国に対して対策を講ずるよう意見書を提出していただきたく、本案を提出したものでございます。

何とぞ、御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君）　以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第６号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第６号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議員提出議案第６号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第６号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　次に、日程第２６、議員提出議案第７号、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設環境委員長　乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君）　御指名をいただきましたので、議員提出議案第７号、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

現在の日本社会は、年金・医療・福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバ

ル化による国際競争などで労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、ワーキングプア、ネットカフェ難民などに象徴されるような働いても充分な生活が維持できない、働きたくも働く場所がないなど困難を抱える人々が増大するなど新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増しています。

このような中、地域の問題はみずから解決しようとＮＰＯやボランティア団体、協同組合などさまざまな非営利団体が住みやすい地域社会の実現を目指し活動しています。これら一つである協同労働の協同組合は、働くことを通じて人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けています。

既に欧米では、労働者協同組合ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブについての法制度が整備されています。日本でも協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが広がってきています。また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まっています。

当市におきましても、特定非営利活動法人ワーカーズコープが指定管理者として活動を開始しました。このような状況下におきまして、国に対し課題解決の有力な制度として、協同労働の協同組合法の速やかな制定を行うよう、意見書を提出していただきたく本件を提出したものでございます。

何とぞ、御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第７号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第７号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議員提出議案第７号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第７号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　次に、日程第２７、議員提出議案第８号、福生市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（議会運営委員長　大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君）　御指名をいただきましたので、議員提出議案第８号、福生市議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、議員の議会活動の範囲の明確化等を規定した地方自治法の一部を改正する法律が本年６月１８日に公布され、９月１日に施行されたことに伴い、関係する福生市議会会議規則の規定を整備しようとするものでございます。

それではまず、今回の地方自治法改正のうち、この会議規則に関係いたします点について御説明をさせていただきます。

地方自治法１００条でございますが、ここでは調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等が規定されておりますが、新たに第１２項として議案の審議または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができるというものが追加されました。従来、１２項でありました項目が１２項から１８項まで順次１３項から１９項というふうに繰り下げられたものでございます。

次に、会議規則の内容について説明を申し上げます。例規集は５３ページ、なお本日お配りいたしました本会議資料新旧対照表を御参照いただきたいと思います。

それでは、議案書の中身について御説明を申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、地方自治法の１００条に新たに１２項が追加されたため、議員派遣の規定をした会議規則第１５８条の１２項を１３項に改定しようとするものでございます。

また、附則といたしましては、規則は公布の日から施行するものでございます。

以上でございますが、本提案の御趣旨を御理解いただきまして、本案を原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第８号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第８号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議員提出議案第８号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第８号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君）　次に、日程第２８、陳情第２０－１０号、福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情第２０－１０号については、市民厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま市民厚生委員会に付託いたしました陳情第２０－１０号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、陳情第２０－１０号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　次に日程第２９、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第１００条第１２項及び福生市議会会議規則第１５８条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　日程第３０、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務文教及び市民厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第１０３条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が２件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第２０－８号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、残る陳情第２０－７号については、市民厚生委員会において起立により継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本件は､申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君）　起立多数であります。よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　日程第３１、特定事件の継続調査についてを議題といたしま

す。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原島貞夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成２０年第３回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後２時５７分　閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長　原　島　貞　夫

副議長　羽　場　　　茂

議員　杉　山　行　男

議員　乙　津　豊　彦

議員　堀　　　雄一朗

請願書の取り下げ願いについて

平成20年8月25日付けで提出しました消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願書は、提出後、調査をいたしましたところ、貴市における自己財源比率が50％以下でありましたので、貴市の財政事情をかんがみまして、今回は取り下げをいたしたく、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

平成20年9月17日

請願者代表
千代田区霞が関１－１－３
東京弁護士会
会長　山　本　剛　嗣　㊞
第一東京弁護士会
会長　村　越　　進　㊞
第二東京弁護士会
会長　庭　山　正一郎　㊞
紹介議員　大　野　　聰

福生市議会議長
原　島　貞　夫　様

㊨

福総総発第 84 号
平成 20 年 9 月 19 日

福生市議会議長
原　島　貞　夫　　様

福生市長　加　藤　育　男　㊞

追加議案の送付について

平成 20 年第 3 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

1　議案第 63 号　福生市教育委員会委員の任命について

2　議案第 64 号　福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

3　議案第 65 号　福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

4　諮問第 1 号　人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

議案第63号

福生市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成20年9月29日

福生市長　加　藤　育　男

福生市教育委員会委員の任命について

次の者を福生市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

1　住　　所　福生市大字福生2979番地

2　氏　　名　長谷川　貞　夫

3　生年月日　昭和18年3月7日

（ 資 料 ）

履　　歴　　書

住　　所　東京都福生市大字福生 2979 番地

氏　　名　長谷川　貞　夫

生年月日　昭和 18 年３月７日

学　　歴	昭和 41 年３月	東京学芸大学　学芸学部卒業
公 職 歴	昭和 59 年４月～昭和 60 年３月	文部省初等中等局教科用図書検定調査審議会調査員（高校化学）
	昭和 63 年 12 月～平成元年８月	福生市生涯学習審議会委員
	平成３年４月～平成４年３月	文部省初等中等局教科用図書検定調査審議会調査員（高校化学）
	平成 10 年８月～平成 11 年２月	福生市基本構想審議会委員
	平成 12 年 10 月～現在	福生市教育委員会委員
団 体 歴	昭和 58 年４月～平成 18 年３月	東京第三地区弓道連盟常務理事
	平成３年４月～現在	福生市弓道連盟副会長
	平成７年４月～平成 10 年３月	東京都教育委員会教員養成・選考・研修検討会委員
	平成８年４月～平成 20 年３月	福生市体育協会理事長
	平成 11 年３月～平成 11 年３月	国際協力事業団インドネシア初中等理数科教育拡充計画国内委員会専門部会委員
	平成 12 年１月～平成 18 年３月	触媒学会幹事
	平成 12 年４月～平成 18 年３月	日本教育大学協会評議員
	平成 20 年３月～現在	辟雍会（東京学芸大学全国同窓会）会長
職　　歴	昭和 41 年４月～昭和 52 年３月	東京学芸大学教育学部文部教官助手
	昭和 52 年４月～平成元年６月	東京学芸大学教育学部文部教官講師
	昭和 55 年５月～昭和 55 年 11 月	日本赤十字武蔵野女子短期大学非常勤講師

平成元年７月～平成６年６月	東京学芸大学教育学部文部教官助教授
平成元年８月～平成20年３月	東京学芸大学教育学研究科（修士課程）担当教官
平成３年４月～平成３年９月	東京大学物性研究所平成３年前期嘱託研究員
平成６年７月～平成20年３月	東京学芸大学教育学部文部教官教授
平成７年４月～平成20年３月	東京学芸大学連合大学院学校教育学研究科（博士課程）担当教官
平成７年６月～平成７年11月	日本赤十字武蔵野女子短期大学非常勤講師
平成７年８月～平成７年８月	東京都教育委員会　東京都免許法認定講習会講師
平成10年４月～平成10年９月	神戸大学大学院理学研究科併任
平成12年４月～平成16年３月	東京学芸大学教育学部　学部主事（第三部）
平成12年５月～平成14年３月	東京学芸大学大学院教育学研究科　現職教員研修支援センター長
平成16年４月～平成18年３月	東京学芸大学理事・副学長
平成18年３月～平成20年３月	東京学芸大学産学連携本部長
平成20年３月～　現在	財団法人学校教育研究所　理事長

所属政党　なし

上記のとおり相違ありません。

平成20年８月26日

氏　名　長谷川　貞　夫　㊞

議案第64号

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成20年9月29日

福生市長　加　藤　育　男

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を福生市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

1　住　　所　福生市大字熊川459番地

2　氏　　名　竹　田　良　昭

3　生年月日　昭和29年12月7日

（ 資 料 ）

履　　歴　　書

住　所　東京都福生市大字熊川459番地

氏　名　竹 田 良 昭

生年月日　昭和29年12月7日

学　歴	昭和48年3月	都立北多摩高校卒業
公職歴	平成4年4月～平成6年3月	福生市消防団第1分団分団長
	平成4年10月～平成4年11月	福生市特別職報酬等審議会委員
	平成5年7月～平成7年6月	福生市廃棄物減量等推進審議会委員
	平成5年11月～平成5年11月	福生市特別職報酬等審議会委員
団体歴	平成4年4月～平成6年3月	福生市商工会青年部部長
	平成10年4月～平成14年3月	福生市商工会理事
	平成11年6月～現在	福生商品券組合副理事長
	平成17年4月～平成18年3月	熊川武蔵野商栄会会長
	平成19年4月～現在	武蔵野町会会計
	平成19年4月～現在	拝島駅南口駅前地区まちづくり協議会運営委員
職　歴	昭和48年～現在	竹田商店

上記のとおり相違ありません。

平成20年8月22日

氏　名　竹 田 良 昭 ㊞

議案第65号

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成20年9月29日

福生市長　加　藤　育　男

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を福生市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

1　住　　所　国立市東2丁目22番地の45

2　氏　　名　加　藤　眞　司

3　生年月日　昭和33年7月15日

（ 資 料 ）

履　　歴　　書

住　　所　東京都国立市東２丁目22番地の45

氏　　名　加 藤 眞 司

生年月日　昭和33年7月15日

学　　歴	昭和56年３月	中央大学商学部卒業
団体歴	昭和62年11月～平成11年３月	福生市商工会青年部委員
	平成９年６月～平成15年５月	東京税理士会青梅支部副支部長
	平成15年６月～平成19年５月	東京税理士会情報システム委員会委員
	平成16年５月～現在	福生市商工会監事
	平成19年６月～現在	東京税理士会青梅支部支部長
職　　歴	昭和56年４月～昭和60年７月	学校法人大原学園大原簿記学校税理士科講師
	昭和62年10月～平成19年12月	税理士加藤眞司事務所
	平成20年１月～現在	税理士法人あすなろ（東京都福生市大字福生691 番地１ ベルヴィル福生 502 号室）設立代表社員

上記のとおり相違ありません。

平成20年８月15日

氏 名　加 藤 眞 司 ㊞

諮問第１号

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第６条第３項の規定により、議会の意見を答申されたい。

平成20年９月29日

福生市長　加　藤　育　男

１　住　　所　福生市大字熊川401番地２

２　氏　　名　石　川　好　男

３　生年月日　昭和19年７月３日

（ 資 料 ）

履　　歴　　書

住　　所　東京都福生市大字熊川 401 番地２

氏　　名　石 川 好 男

生年月日　昭和 19 年７月３日

学　　歴	昭和 43 年３月	早稲田大学教育学部卒業
公 職 歴	昭和 61 年 10 月～昭和 62 年１月	福生市中小企業振興資金融資審査会委員
	平成９年７月～平成 13 年６月	福生市廃棄物減量等推進審議会委員
	平成 10 年 11 月～平成 10 年 12 月	福生市特別職報酬等審議会委員
	平成 13 年６月～現在	福生市国民健康保険運営協議会委員
	平成 15 年４月～現在	人権擁護委員
	平成 20 年１月～現在	福生市要保護対策地域協議会代表者委員
団 体 歴	平成９年４月～平成 15 年３月	福生市内出町会副会長
	平成 10 年３月～現在	早稲田大学福生稲門会会長
	平成 10 年６月～現在	早稲田大学商議委員
職　　歴	昭和 43 年４月～平成 13 年２月	西武信用金庫勤務
	平成 13 年５月～平成 16 年 12 月	けやき商事株式会社代表取締役社長
	平成 17 年１月～現在	協同組合多摩給食センター常務理事

上記のとおり相違ありません。

平成 20 年８月 22 日

氏 名　石 川 好 男 ㊞

議員提出議案第６号

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書

上記の議案を提出する。

平成20年9月22日

提出者　乙津豊彦

賛成者　清水義朋

〃　武藤政義

〃　青海俊伯

〃　大野悦子

〃　田村正秋

福生市議会議長

原島貞夫　様

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び
財政措置を政府等に求める意見書

近年、輸入冷凍餃子への毒物混入事件、こんにゃくゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事件、シュレッダーによる指切断事故、英会話教室ＮＯＶＡ事件など、多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化している。さらに、多重債務、クレジット、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺、インターネットの悪用などの被害も後を絶たない状況にある。

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段であって、消費者被害相談の多くは全国の消費生活センターへ寄せられており、その件数は、平成７年度が約 27 万件であったものが、平成 18 年度には約 110 万件に達し、平成７年度に比べ約４倍に増大している。

しかしながら、自治体の地方消費者行政予算は、ピーク時の平成７年度には全国（都道府県・政令指定都市・市区町村合計）200 億円（うち都道府県 127 億円）だったものが平成 19 年度は全国 108 億円（うち都道府県 46 億円）に落ち込むなど大幅に削減されている。そのため、地方消費者行政の経済環境は厳しさを増しており、十分な相談体制がとれない、あっせん率の低下、被害救済委員会が機能していない、被害情報集約による事業者規制権限の行使や被害予防などの制度改善機能、消費者啓発も十分行えないなど、数多くの問題を抱えている。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などの政策を検討しているが、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠である。政府の消費者行政推進会議の最終とりまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実効あるものとするために、地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること、

国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言している。

よって、福生市議会は、国に対し、消費者主役の消費者行政を実現するため、以下のような措置を講ずるよう強く要請する。

1　消費者の苦情相談が、地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築すること等、必要な法制度の整備をすること。

2　地方消費者行政の体制、人員及び予算を抜本的に拡充強化するための財政措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月22日

福生市議会議長

原　島　貞　夫

内閣総理大臣

総　務　大　臣

内閣府特命担当大臣（消費者行政推進担当）　様

衆議院議長

参議院議長

議員提出議案第７号

「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成20年9月22日

提出者　乙　津　豊　彦

賛成者　清　水　義　朋

〃　武　藤　政　義

〃　青　海　俊　伯

〃　大　野　悦　子

〃　田　村　正　秋

福生市議会議長

原　島　貞　夫　様

「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっている。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差が生じている。

働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっている。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題である。

一方、ＮＰＯや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開している。

この一つである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めている。しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題が生じている。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、１万を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど、法制化の検討が始まっている。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体である。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱

える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものである。

よって、福生市議会は、国に対し、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月22日

福生市議会議長

原　島　貞　夫

内閣総理大臣
厚生労働大臣
総　務　大　臣
経済産業大臣
衆議院議長
参議院議長
様

議員提出議案第８号

福生市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成20年９月25日

提出者　大　野　　聰

賛成者　奥　富　喜　一

〃　乙　津　豊　彦

〃　髙　橋　章　夫

〃　阿　南　育　子

〃　田　村　昌　巳

〃　青　海　俊　伯

〃　大　野　悦　子

〃　小野沢　　久

福生市議会議長

原　島　貞　夫　様

福生市議会会議規則の一部を改正する規則

福生市議会会議規則（昭和45年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第158条中「第12項」を「第13項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

陳情第20－10号

福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し意見書採択を求める陳情書

【陳情要旨】

規制改革会議や地方分権改革推進委員会の第一次勧告（5月28日）など政府の諮問会議から、国として保育所や福祉施設の面積基準などを定めた最低基準の緩和、認可保育所の直接契約方式の導入が相次いで求められている。

これを受け、政府の地方分権改革推進本部が6月に決定した地方分権改革推進要綱では、「全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る」「『保育に欠ける』という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る」とされた。

面積基準などの最低基準は、ナショナルミニマム（国民に保障する最低基準）として福祉・保育の諸条件を支えてきたものであり、これを崩せば自治体間格差が広がることになる。また、自治体を介さない直接契約方式の導入は、保育料の応能負担原則や、低所得、障がい児など、より厳しい状況にある児童福祉がゆらぐことになりかねない。これらにより、国の保育予算は削られ、自治体の負担が増大する危険性も高くなる。

今、少子高齢化のもとで求められているのは、基準の切り下げではなく、少なくとも現行制度を維持し、拡充する方向で、国として福祉・保育施策に力を注ぐことである。平成20年6月に国会は「現行保育制度の堅持・拡充」「最低基準の抜本的改善」を求める請願を衆参両院で全会一致で採択し、国民の代表の意思を内閣に示している。

よって、福生市議会として、国に対し、現行の国の福祉施設・保育所の最低基準の維持と、保育所の直接契約方式の導入をしないことを求め意見書を提出していただくよう、以下のとおり陳情する。

【陳情事項】

福生市議会として、福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し意見書を提出していただきたい。

平成20年9月17日

陳情者代表
青梅市東青梅5－22－2
全国福祉保育労働組合
東京地方本部西多摩支部
執行委員長　榎　戸　菜穂子　㊞

福生市議会議長
原　島　貞　夫　　様

福都管発第 71 号

平成 20 年 9 月 8 日

福生市議会議長

原　島　貞　夫　様

福生市長　加　藤　育　男

陳情第 20－5 号「下水道使用料の減免についての陳情書」における処理の経過及び結果の報告について

平成20年6月26日付け福議発第74号をもって請求のあったこのことについて、別紙のとおり報告します。

別　紙

障害者基本法第21条と下水道使用料の減免について（報告）

陳情第20－5号「下水道使用料の減免についての陳情書」（平成20年6月20日採択議決）において請求された調査について、次のとおり報告する。

1　福生市における下水道使用料の減免について

福生市の下水道使用料の減免については、福生市下水道使用料条例施行（昭和53年規則第34号）規則第5条第1項に適用要件を規定している。

> 福生市下水道使用料条例施行規則（昭和53年規則第34号）
> （使用料の減免）
> 第5条　条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。
> （1）　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、生活扶助を受けている者
> （2）　児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により、児童扶養手当の支給を受けている者
> （3）　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により、特別児童扶養手当の支給を受けている者
> （4）　国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により、遺族基礎年金（旧母子福祉年金又は旧準母子福祉年金に係るものに限る。）の支給を受けている者
> （5）　その他特に市長が必要と認めたもの

同項第2号において、児童扶養手当の支給を受けている者を、第3号において特別児童扶養手当の支給を受けている者について減免の適用要件としているが、「児童扶養手当」は、その支給要件の一つとして「父が政令で定める程度の障害の状態にある児童」（児童扶養手当法第4条第1項第3号）とあり、「特別児童扶養手当」の支給要件は「障害児を扶養する者」とあり、それぞれ支給要件が「障害」を原因とするものの、「障害者及び障害者を扶養する者」すべてが該当するものとなっていない。また、同項第5号に規定する「その他特に市長が必要と認めたもの」の規定により「身体障害者手帳の交付を受けた者及びその扶養者」について減免等の措置は講じていない。

2　障害者基本法第21条の考察

障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「基本法」という。）第21条は、規定上「税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。」とあることから、障害者に対する経済的負担の軽減に関する「義務規定」である。

障害者基本法（昭和45年法律第84号） （経済的負担の軽減） 第21条　国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

この規定には「公共的施設の利用料等の減免」とあり、ここでいう「利用料等」とは、公共的施設の使用に対しその反対給付として徴収される「公の施設の使用料」と解することが相当と考え、市として、「下水道使用料」について「公共的施設の利用料等」と解さないという理由がたてば、「減免」の義務規定の適用を受けず、減免規定を設ける必要はないが、下水道使用料については、下水道という「公共的施設」の使用に対する反対給付として徴収される「公の施設の使用料」ということがいえる。

よって、「下水道使用料」については、基本法第21条に基づき、障害者に対する減免規定を設けなければならないと解するのが妥当である。

なお、陳情書には原因として「福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、廃棄物処理手数料との整合性に問題がある。」とあるが、「手数料」は、役務に対する労働の対価として徴収するものであるため、「公共的施設」の使用に対する反対給付として徴収される「公の施設の使用料」とはその性質を異にすることから、廃棄物処理手数料の減免については、基本法第21条にある「公共的施設の利用料等の減免」の規定によるの減免ではなく、「下水道使用料の減免」と整合するものではないが、いずれにしても障害者及びその扶養者に対する福祉的見地による減免であり、ある意

味同条にある「その他必要な措置」による措置に当たるとも考えられる。

3　他団体の状況

現行の東京都の特別区（東京都下水道局）及び市町村における下水道使用料に係る規程を調べたところ、障害者及びその扶養者に対し、下水道使用料に係る「減免」を規定している団体はなく、基本法21条に基づく下水道使用料の減免については、東京都区域の区市町村においては福生市と同様の状況にある。

4　今後の措置について

下水道使用料の減免については、上記3の状況にあるものの、上記2で述べたとおり、「身体障害者手帳の交付を受けた者及びその扶養者」について減免等の措置を講じていない状況からすると、基本法第21条の規定に則した減免等の措置としては不完全なものであり、補完するため改めていく必要があると考える。

しかしながら、下水道使用料の徴収事務は、東京都水道局に事務委託をしていることから、今後その対応については、関係機関との調整等が必要なため、即応することができないが、所要の期間を要しても、基本法第21条の趣旨に沿うべく改善を図らなければならないと考える。

㊞

福監発第４０号
平成２０年９月１９日

福生市長　加藤育男様
福生市議会議長
原島貞夫様

福生市監査委員　沖倉　強
同　髙橋章夫

平成２０年７月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

１　検査日　８月２７日（水）
２　場　所　監査委員事務局
３　対　象　平成２０年７月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
４　結　果　７月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、７月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成20年7月分　　平成20年度

1 歳入歳出の状況　　(単位：円・%)

会計名	予算現額	本月中歳入額 本月中歳出額	本月末歳入累計額 本月末歳出累計額	収入率 執行率	本月末現在高
一般会計	千円 20,469,516	1,313,496,838	5,877,428,566	28.7	運 430,000,000
		1,688,579,079	6,270,064,834	30.6	△392,636,268
国保会計	6,263,016	392,400,700	1,510,181,013	24.1	運 180,000,000
		410,785,340	1,654,724,266	26.4	△144,543,253
老人保健医療会計	444,656	11,102,000	316,367,158	71.1	8,148,828
		6,255,395	308,218,330	69.3	
下水道事業会計	1,610,224	33,408,827	359,105,785	22.3	211,373,552
		101,657,996	147,732,233	9.2	
介護保険会計	2,761,654	232,475,550	781,400,794	28.3	128,296,171
		217,975,741	653,104,623	23.6	
後期高齢者医療会計	754,435	98,964,200	213,214,600	28.3	80,536,116
		40,742,250	132,678,484	17.6	
受託水道事業会計	375,345	10,603,507	80,092,507	21.3	28,872,614
		15,242,386	51,219,893	13.6	
合計	32,678,846	2,092,451,622	9,137,790,423	28.0	運 610,000,000
		2,481,238,187	9,217,742,663	28.2	△79,952,240

2 歳入歳出外現金の状況　　(単位：円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	104,244,777	304,789,614	359,838,867	49,195,524
都税	212,173,218	329,228,031	212,173,218	329,228,031
合計	316,417,995	634,017,645	572,012,085	378,423,555

3 基金の状況　　(単位：円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	117,228,657	0	0	117,228,657
庁舎建設基金	85,091,622	0	0	85,091,622
都市施設整備基金	1,333,081,344	0	0	1,333,081,344
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,839,918	0	0	352,839,918
財政調整基金	運△570,000,000 1,665,857,737	0	運 40,000,000 0	運△610,000,000 1,665,857,737
学校施設等整備基金	1,420,323,343	0	0	1,420,323,343
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	36,700,004	0	0	36,700,004
再編交付金事業基金	51,917,000	0	0	51,917,000
中小企業振興資金融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	6,000,000	0	0	6,000,000
合計	運△570,000,000 5,500,171,648	0	運 40,000,000 0	運△610,000,000 5,500,171,648

・運は運用金

議員提出議案第８号資料

本会議資料
平成20年9月29日

○福生市議会会議規則の一部改正新旧対照表

部署名：議会事務局

改正案	現行	備考
（議員の派遣） 第158条　法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。	（議員の派遣） 第158条　法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。	

平成20年9月19日

福生市議会議長　原　島　貞　夫　様

総務文教委員長　田　村　昌　巳　印

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第102条の規定により報告します。

事件番号	件　　名	議決結果
議案第46号	福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第47号	福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第48号	福生市都市計画税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第50号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
議案第51号	平成20年度福生市一般会計補正予算（第2号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）	原案可決
議案第61号	福生市民会館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第62号	熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について	原案可決

平成20年9月17日

福生市議会議長　原　島　貞　夫　様

建設環境委員長　乙　津　豊　彦　印

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第102条の規定により報告します。

事件番号	件名	議決結果
議案第49号	福生市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第51号	平成20年度福生市一般会計補正予算（第2号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）	原案可決
議案第54号	平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第59号	平成19年度福生市下水道事業会計決算認定について	原案認定
議案第60号	平成19年度福生市受託水道事業会計決算認定について	原案認定

平成20年9月18日

福生市議会議長　原　島　貞　夫　様

市民厚生委員長　阿　南　育　子　印

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第102条の規定により報告します。

事件番号	件名	議決結果
議案第51号	平成20年度福生市一般会計補正予算（第2号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）	原案可決（起立採決）
議案第52号	平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第53号	平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第56号	平成19年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について	原案認定（起立採決）
議案第57号	平成19年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について	原案認定
議案第58号	平成19年度福生市介護保険特別会計決算認定について	原案認定

平成20年9月12日

福生市議会議長　原　島　貞　夫　様

平成19年度福生市一般会計
決算審査特別委員会
委員長　増　田　俊　一　印

平成19年度福生市一般会計決算審査
特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

事件番号	件　　名	議決結果
議案第55号	平成19年度福生市一般会計決算認定について	原案認定 (起立採決)

平成20年9月17日

福生市議会議長　原　島　貞　夫　様

建設環境委員長　乙　津　豊　彦　印

建設環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第102条の規定により報告します。

事件番号	件名	議決結果
請願第20-1号	地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を提出することを求める請願書（平成20年8月25日受理）	採　択
陳情第20-9号	「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情書（平成20年9月1日受理）	採　択

平成20年9月19日

福生市議会議長　原　島　貞　夫　様

総務文教委員長　田　村　昌　巳　印

総務文教委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第103条の規定により申し出ます。

事件番号	件名	
陳情第20-8号	東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請の代理申請システムの構築及び行政書士用電子証明書を使用可能とするシステムの改築に関する陳情書 （平成20年8月22日受理）	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

平成20年9月17日

福生市議会議長　原　島　貞　夫　様

建設環境委員長　乙　津　豊　彦　印

建設環境委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第103条の規定により申し出ます。

事件番号	件名	
請願第20-2号	消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願書 （平成20年8月25日受理）	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

平成20年9月18日

福生市議会議長　原　島　貞　夫　様

市民厚生委員長　阿　南　育　子　印

市民厚生委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第103条の規定により申し出ます。

事件番号	件名	
陳情第20-7号	障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書 （平成20年8月22日受理） （起立採決）	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

特　定　事　件　継　続　調　査　事　項　表

（平成20年9月29日第3回定例会5日目）

総務文教委員会

1　行政機構及び職務内容について

2　広域行政圏について

3　学校教育について

4　社会教育について

5　安全安心対策について

建設環境委員会

1　都市基盤整備について

2　商工業・観光対策について

3　工事の進捗状況について

4　駐車場対策について

5　公害対策について

6　塵芥、し尿対策について

7　緑化対策について

8　交通安全対策について

9　環境対策について

市民厚生委員会

1　福祉対策について

2　保健衛生対策について

3　窓口業務について

4　介護保険について

5　子育て支援について

特　定　事　件　継　続　調　査　事　項　表

（平成20年9月29日第3回定例会5日目）

議会運営委員会

1　定例会・臨時会の会期等議会運営について

2　議会だよりの編集及び発行について

3　福生市議会会議規則等について

4　議場施設等について

5　議会改革について

議会運営委員会資料

委 員 会 付 託 件 名 表

平成20年９月29日第３回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付 託 件 名
市民厚生委員会	陳情第20－10号	福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し意見書採択を求める陳情書